

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年5月7日提出
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菱田 賀夫
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園一丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	北添 道生
【電話番号】	03-6453-3610
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	外国株式インデックス e
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

外国株式インデックスe

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。  
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということ  
があります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付  
又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。  
当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規  
定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当  
該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関  
を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定ま  
ります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」とい  
います。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受  
益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（ ）とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計  
算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせくださ  
い。販売会社の詳細につきましては、下記「（８）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

### （５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜 2.0%）（ ）の率を上限として、販売会社  
が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては  
は、下記「（８）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

### （６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社  
の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資さ  
れるコース）で再投資する場合は1口単位です。

**( 7 ) 【申込期間】**

2024年 5月 8日から2024年11月 7日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

**( 8 ) 【申込取扱場所】**

下記の照会先にお問い合わせください。

( 照会先 )

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ : <https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル : 0120-668001

( 受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。 )

**( 9 ) 【払込期日】**

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

**( 10 ) 【払込取扱場所】**

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

**( 11 ) 【振替機関に関する事項】**

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

**( 12 ) 【その他】**

< 振替受益権について >

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

< 受益権の取得申込みの方法 >

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時（ ）までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

ただし、2024年11月5日受付分からは午後3時半までとします。なお、販売会社により受付時限が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

< 申込みコース >

「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資

コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。

販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

< 受益権の取得申込みの受付の中止等 >

収益分配金の再投資をする場合を除き、金融商品取引所等（金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所<sup>1</sup>）<sup>2</sup>）及び外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場<sup>3</sup>）<sup>4</sup>）<sup>5</sup>）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

< 受付不可日 >

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### <ファンドの目的>

当ファンドは、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

###### <信託金限度額>

上限 1兆円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

###### <基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

##### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MRF	特殊型
	内外	不動産投信	ETF	
		その他資産 ( )		
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

##### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデック ス	特殊型

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファン ズ	あり ( ) なし	日経225 TOPIX その他 (MSCI コクサイ・ インデック ス(配当込 み、円換算 ベース))	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ ショート型/絶 対収益追求型 その他 ( )
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属 性 ( )	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)				
不動産投信 ( )	その他 ( )					
その他資産 (投資信託証券 (株式一 般))						
資産複合 ( ) 資産配分 固定型 資産配分 変更型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

#### < 商品分類表定義 >

[ 単位型投信・追加型投信の区分 ]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

#### [ 投資対象地域による区分 ]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [ 投資対象資産(収益の源泉)による区分 ]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [ 独立した区分 ]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### [ 補足分類 ]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### < 属性区分表定義 >

#### [ 投資対象資産による属性区分 ]

##### (1)株式

一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

## (2)債券

一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

## [ 決算頻度による属性区分 ]

(1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

## [ 投資対象地域による属性区分(重複使用可能) ]

(1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。



- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [ 投資形態による属性区分 ]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### [ 為替ヘッジによる属性区分 ]

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### [ インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分 ]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

#### [ 特殊型 ]

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

ESG分類：当ファンドはESG投信ではありません。

< ファンドの特色 >

わが国を除く世界の主要国の株式に分散投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果を目標として運用を行います。

### MSCIコクサイ・インデックスとは

MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、当社が独自に円換算した指数です。MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.はMSCIコクサイ・インデックスの内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。



※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

### ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。



### 分配方針

- 年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。  
ただし、分配を行わないことがあります。
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。  
※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

### 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

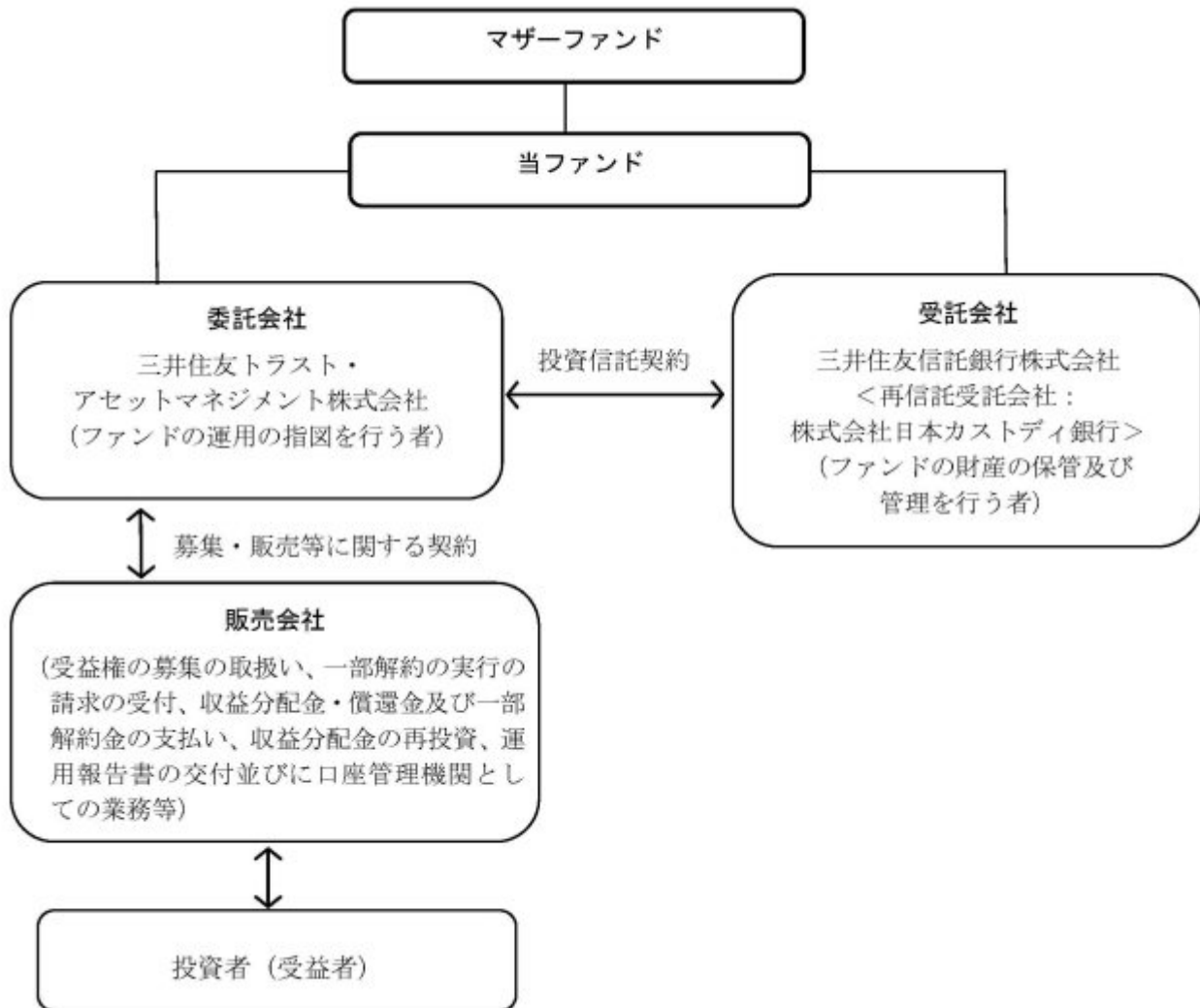
資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

### (2)【ファンドの沿革】

- |           |  |
|-----------|--|
| 2010年4月6日 | 信託契約締結、当ファンドの設定、当ファンドの運用開始   |
| 2012年4月1日 | 当ファンドの委託会社としての業務を中央三井アセットマネジメント株式会社から三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に承継<br>当ファンドの名称をC M A M外国株式インデックスeから外国株式インデックスeに変更<br>当ファンドの主要投資対象である中央三井外国株式マザーファンドの名称を外国株式マザーファンドに変更 |

## (3) 【ファンドの仕組み】

## 当ファンドの仕組み及び関係法人



## 委託会社の概況（2024年 2月29日現在）

イ．資本金の額：20億円

## ロ．委託会社の沿革

- 1986年11月1日： 住信キャピタルマネジメント株式会社設立
- 1987年2月20日： 投資顧問業の登録
- 1987年9月9日： 投資一任契約に係る業務の認可
- 1990年10月1日： 住信投資顧問株式会社に商号変更
- 1999年2月15日： 住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 1999年3月25日： 証券投資信託委託業の認可
- 2007年9月30日： 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）
- 2012年4月1日： 中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 2018年10月1日： 三井住友信託銀行株式会社の運用事業に係る権利義務を承継

## ハ．大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 運用方針

当ファンドは、わが国を除く世界の主要国の株式に投資する外国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）の受益証券を主要投資対象とし、長期的な信託財産の成長を目指して、ファミリーファンド方式で運用を行います。なお、株式等に直接投資することもあります。

#### 投資態度

- A．株式への実質投資は、わが国を除く世界の主要国の株式に分散投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- B．株式への実質投資割合は、原則として高位（90%以上）とします。
- C．実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。
- D．信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- E．株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- F．資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき及びこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは信託財産の規模が上記の運用をするに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。
- G．信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- H．信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- I．信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

### (2)【投資対象】

#### 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- A．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - 1．有価証券
  - 2．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託

約款第23条、第24条及び第25条に定めるものに限り。）

3．金銭債権（上記1．、2．及び下記4．に掲げるものに該当するものを除きます。）

4．約束手形（上記1．に掲げるものに該当するものを除きます。）

B．次に掲げる特定資産以外の資産

1．為替手形

運用指図できる投資対象である有価証券

委託会社は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「外国株式マザーファンド」の受益証券及び次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券又は新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．資産の流動化に関する法律に定める特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に定める優先出資証券又は優先出資引受権を表示する証書

9．資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券

12．外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1．から11．までの証券又は証書の性質を有するもの

13．投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）

14．投資証券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。）

17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）

20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22．外国の者に対する権利で上記21．の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1．の証券又は証書並びに上記12．及び17．の証券又は証書のうち上記1．の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2．から6．までの証券並びに上記12．及び17．の証券又は証書のうち上記2．から6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13．の証券及び上記14．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

運用指図できる金融商品

A．委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で上記5．の権利の性質を有するもの

B．金融商品による運用の特例

上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記A．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（参考）マザーファンドの概要

「外国株式マザーファンド」の概要

#### 1．基本方針

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 2．運用方法

##### （1）投資対象

わが国を除く世界の主要国の株式を主要投資対象とします。

##### （2）投資態度

M S C Iコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に採用されている国の株式に投資を行い、同指数と連動する投資成果を目標として運用を行います。

株式の組入比率は、原則として高位（90%以上）とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。また、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引並びに外国の市場における通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、スワップ取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができま

す。

### 3. 投資制限

外貨建資産への投資には、制限を設けません。

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### （3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。





委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

#### (4) 【分配方針】

- ・年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないことがあります。
- ・分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

## (5) 【投資制限】

## &lt; 約款に定める投資制限 &gt;

## A. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

## B. 株式への投資割合

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

## C. 新株引受権証券等への投資割合

新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

## D. 同一銘柄の株式への投資割合

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

## E. 同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## F. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## G. 投資信託証券への投資割合

投資信託証券（マザーファンド及び上場投資信託を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## H. 投資する株式等の範囲

イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所等（金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所）で有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）及び外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場で有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。）をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとして、ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ. 上記イ.の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

## I. 信用取引の指図範囲

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ. 上記イ.の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ.の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付け

の一部を決済するための指図をするものとします。

#### J．先物取引等の運用指図

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### K．スワップ取引の運用指図

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図に当たっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、スワップ取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### L．金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引及び為替先渡取引の指図に当たっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### M．有価証券の貸付の指図及び範囲

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の a．及び b．の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

a．株式の貸付は、貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

b．公社債の貸付は、貸付時点において貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ．信託財産の一部解約等の事由により、上記イ． a．及び b．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、有価証券の貸付に当たり、担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの

指図を行うものとしします。

#### N．公社債の空売りの指図及び範囲

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない公社債又は下記ロ．の規定により借入れた公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた公社債の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとしします。

ロ．上記イ．の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内としします。

ハ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ．の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとしします。

#### O．公社債の借入れの指図及び範囲

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり、担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとしします。

ロ．上記イ．の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内としします。

ハ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとしします。

ニ．上記イ．の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

#### P．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### Q．外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に係る外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

#### R．一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求及び信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### S．再投資の指図

委託会社は、上記R．の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### T．資金の借入れ

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内におけ

る、当該有価証券等の売却代金、解約代金及び償還金の合計額を限度とします。

ハ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

ウ．受託会社による資金の立替え

イ．信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

ロ．信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

ハ．上記イ．及びロ．の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

Ｖ．利害関係人等との取引等

イ．受託会社は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、信託財産と、受託会社（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託会社が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）及び受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下イ．及び下記ロ．において同じ。）、信託業務の委託先及びその利害関係人又は受託会社における他の信託財産との間で、前記（2）に掲げる資産への投資等並びに上記イ．からロ．まで及びＱ．からＴ．までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

ロ．受託会社は、受託会社がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託会社又は受託会社の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託会社の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

ハ．委託会社は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託会社、その取締役、執行役及び委託会社の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）又は委託会社が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前記（2）に掲げる資産への投資等並びに上記イ．からロ．まで及びＱ．からＴ．までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができます。受託会社は、委託会社の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

ニ．上記イ．からハ．までの場合、委託会社及び受託会社は、受益者に対して信託法第31条第3項及び同法第32条第3項の通知は行いません。

Ｗ．一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

Ｘ．デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限り、）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

< 関連法令に基づく投資制限 >

イ．同一の法人の発行する株式への投資制限  
（投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様へ帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

##### 株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

##### 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

##### 信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

##### 流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

##### カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

#### < その他の留意点 >

ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。

同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超え

て支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

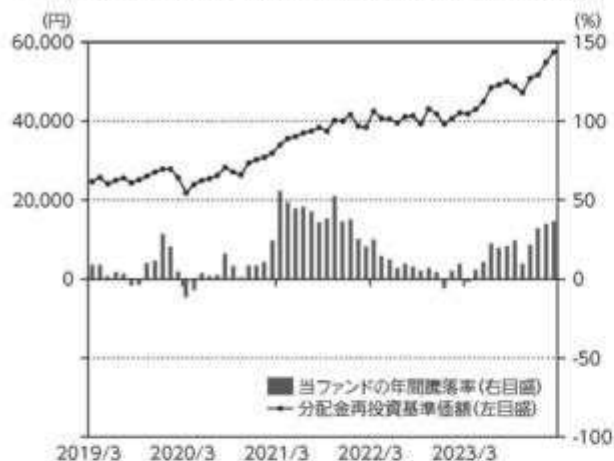
## （２）リスクの管理体制

### 委託会社におけるリスク管理体制

- ・運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

## 【参考情報】

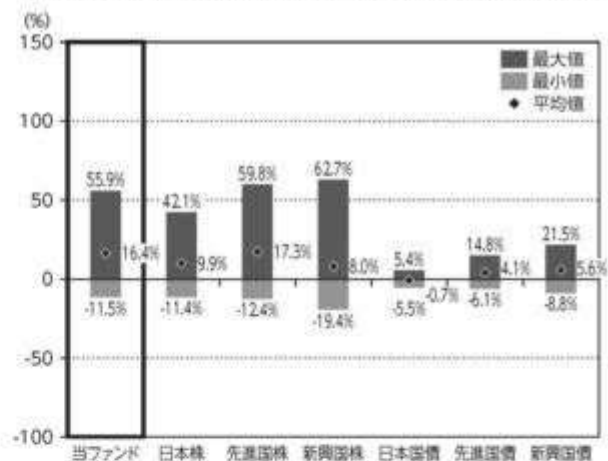
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



\*2019年3月～2024年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 各資産クラスの指数について

日本株 TOPIX (東証株価指数) (配当込み)	TOPIX (東証株価指数)とは、株式会社JPX指数が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広く範囲するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・オン・マーケット、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数の指数値及び同指数に係る権利は株式会社JPX指数の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利、ノウハウ及び同指数に係る権利又は権利に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCIコクサイインデックス (配当込み、円ベース)	MSCIコクサイインデックスとは、MSCI Inc. が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケットインデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動（サービス）に関し一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの相変、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、遅延又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産権その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JP Morgan Global Bond Index-EMEA マーケット・グローバル・ボンド・インデックス(配当込み、円ベース)	本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜 2.0%）（1）の率を上限として、販売



会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社に支払われます。

1：「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます（以下同じ。）。

「分配金再投資コース」（2）において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

2：収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

上記及びの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

## （2）【換金（解約）手数料】

<解約手数料>

ありません。

<信託財産留保額>

当ファンドは、ご解約時に信託財産留保額（ ）の控除はありません。ただし、当ファンドが保有するマザーファンドの受益証券の解約に伴う信託財産留保額を、当ファンドが負担します。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

## （3）【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.55%（税抜 0.5%）を乗じて得た額とします（信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率）。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率 0.187% （税抜 0.17%）	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率 0.297% （税抜 0.27%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率 0.066% （税抜 0.06%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

#### （４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合があります。）。

借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（ ）、先物取引・オプション取引に要する費用（ ）、組入資産の保管に要する費用（ ）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合があります。）。

投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（ ）は、受益者の負担とし、日々計上のうえ毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料

先物取引・オプション取引に要する費用は、売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料

財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用

上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

#### （５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税 率（内 訳）
2037年12月31日まで	20.315%（所得税15.315%、住民税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、住民税5%）

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

ロ．一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ．の表の通りです。

ハ．損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等（公募株式投資信託を含みます。）の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）及び譲渡所得等との損益通算が可能です。

ニ．少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税 率 （所得税のみ）
2037年12月31日まで	15.315%
2038年1月1日以降	15%

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

#### 個別元本について

- イ．追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。
- ロ．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ハ．ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。
- ニ．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「普通分配金と元本払戻金（特別分配金）」について」をご参照ください。）

#### 普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2024年 2月29日現在のもので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**(参考情報)ファンドの総経費率**

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.58%	0.56%	0.02%

※対象期間は2023年2月8日～2024年2月7日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

**5【運用状況】**

以下は、2024年2月29日現在の状況について記載してあります。

**【外国株式インデックスe】****(1)【投資状況】**

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	27,545,862,015	99.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		13,797,885	0.05
合計(純資産総額)		27,559,659,900	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

**(2)【投資資産】****【投資有価証券の主要銘柄】****イ. 評価額上位銘柄明細**

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)単価	帳簿価額(円)金額	評価額(円)単価	評価額(円)金額	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド	4,246,121,193	6.2186	26,404,929,251	6.4873	27,545,862,015	99.95

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

**ロ. 種類別投資比率**

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.95
合計	99.95

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

**【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

**【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

**(3)【運用実績】****【純資産の推移】**

		純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第5期計算期間末	(2015年 2月 9日)	14,354,266,016	14,368,619,353	20,001	20,021
第6期計算期間末	(2016年 2月 8日)	13,137,038,380	13,137,038,380	17,626	17,626
第7期計算期間末	(2017年 2月 7日)	14,292,478,294	14,292,478,294	20,284	20,284
第8期計算期間末	(2018年 2月 7日)	15,631,827,576	15,631,827,576	23,594	23,594
第9期計算期間末	(2019年 2月 7日)	15,281,483,361	15,281,483,361	23,634	23,634
第10期計算期間末	(2020年 2月 7日)	17,371,592,734	17,371,592,734	28,536	28,536
第11期計算期間末	(2021年 2月 8日)	17,478,318,458	17,478,318,458	31,831	31,831
第12期計算期間末	(2022年 2月 7日)	20,600,400,302	20,600,400,302	39,267	39,267
第13期計算期間末	(2023年 2月 7日)	21,616,966,229	21,616,966,229	41,864	41,864
第14期計算期間末	(2024年 2月 7日)	26,615,457,818	26,615,457,818	54,989	54,989
	2023年 2月末日	21,586,154,124		41,973	
	3月末日	21,444,669,516		41,744	
	4月末日	21,913,264,472		42,874	
	5月末日	22,825,378,631		44,855	
	6月末日	24,496,597,432		48,366	
	7月末日	24,786,020,423		49,081	
	8月末日	25,149,656,035		49,918	
	9月末日	24,517,054,355		48,701	
	10月末日	23,648,467,111		47,042	
	11月末日	25,283,082,623		50,720	
	12月末日	25,386,957,048		51,598	
	2024年 1月末日	26,511,414,798		54,726	
	2月末日	27,559,659,900		57,344	

## 【分配の推移】

	期 間	1万口当たりの分配金（円）
第5期計算期間	2014年 2月 8日～2015年 2月 9日	20
第6期計算期間	2015年 2月10日～2016年 2月 8日	0
第7期計算期間	2016年 2月 9日～2017年 2月 7日	0
第8期計算期間	2017年 2月 8日～2018年 2月 7日	0
第9期計算期間	2018年 2月 8日～2019年 2月 7日	0
第10期計算期間	2019年 2月 8日～2020年 2月 7日	0
第11期計算期間	2020年 2月 8日～2021年 2月 8日	0
第12期計算期間	2021年 2月 9日～2022年 2月 7日	0
第13期計算期間	2022年 2月 8日～2023年 2月 7日	0
第14期計算期間	2023年 2月 8日～2024年 2月 7日	0

## 【収益率の推移】

	期 間	収益率（％）
第5期計算期間	2014年 2月 8日～2015年 2月 9日	28.5
第6期計算期間	2015年 2月10日～2016年 2月 8日	11.9

第7期計算期間	2016年 2月 9日～2017年 2月 7日	15.1
第8期計算期間	2017年 2月 8日～2018年 2月 7日	16.3
第9期計算期間	2018年 2月 8日～2019年 2月 7日	0.2
第10期計算期間	2019年 2月 8日～2020年 2月 7日	20.7
第11期計算期間	2020年 2月 8日～2021年 2月 8日	11.5
第12期計算期間	2021年 2月 9日～2022年 2月 7日	23.4
第13期計算期間	2022年 2月 8日～2023年 2月 7日	6.6
第14期計算期間	2023年 2月 8日～2024年 2月 7日	31.4

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

#### (4)【設定及び解約の実績】

	期 間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第5期計算期間	2014年 2月 8日～2015年 2月 9日	2,785,918,651	1,917,223,027	7,176,668,726
第6期計算期間	2015年 2月10日～2016年 2月 8日	2,079,900,731	1,803,356,760	7,453,212,697
第7期計算期間	2016年 2月 9日～2017年 2月 7日	995,980,634	1,403,115,027	7,046,078,304
第8期計算期間	2017年 2月 8日～2018年 2月 7日	631,339,901	1,052,212,421	6,625,205,784
第9期計算期間	2018年 2月 8日～2019年 2月 7日	421,410,204	580,818,180	6,465,797,808
第10期計算期間	2019年 2月 8日～2020年 2月 7日	290,970,704	669,180,960	6,087,587,552
第11期計算期間	2020年 2月 8日～2021年 2月 8日	298,276,269	894,914,548	5,490,949,273
第12期計算期間	2021年 2月 9日～2022年 2月 7日	217,812,460	462,570,903	5,246,190,830
第13期計算期間	2022年 2月 8日～2023年 2月 7日	161,082,162	243,714,163	5,163,558,829
第14期計算期間	2023年 2月 8日～2024年 2月 7日	128,204,030	451,641,683	4,840,121,176

(注)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

(参考)

#### 外国株式マザーファンド

#### 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	355,680,318,401	69.41
	イギリス	18,658,507,222	3.64
	カナダ	16,372,270,451	3.19
	フランス	15,449,078,722	3.01
	スイス	15,095,784,104	2.95
	ドイツ	11,859,315,254	2.31
	オランダ	10,064,469,982	1.96
	アイルランド	9,520,810,574	1.86
	オーストラリア	9,033,474,321	1.76
	デンマーク	5,011,335,983	0.98
	スウェーデン	4,393,425,017	0.86
	スペイン	3,451,459,864	0.67

	イタリア	2,774,655,565	0.54
	香港	2,127,926,127	0.42
	シンガポール	1,427,460,190	0.28
	フィンランド	1,427,404,689	0.28
	ジャージー	1,169,238,626	0.23
	ベルギー	1,065,381,359	0.21
	イスラエル	1,009,973,771	0.20
	ノルウェー	827,105,376	0.16
	バミューダ	656,022,607	0.13
	ケイマン	612,962,946	0.12
	キュラソー	568,376,153	0.11
	ニュージーランド	362,541,762	0.07
	ルクセンブルク	247,501,337	0.05
	リベリア	236,949,863	0.05
	ポルトガル	231,700,068	0.05
	オーストリア	231,150,860	0.05
	パナマ	134,115,635	0.03
	マン島	58,566,024	0.01
	小計	489,759,282,853	95.57
新株予約権証券	カナダ	-	-
投資信託受益証券	オーストラリア	49,400,407	0.01
	香港	33,796,262	0.01
	小計	83,196,669	0.02
投資証券	アメリカ	8,058,383,535	1.57
	オーストラリア	618,485,938	0.12
	フランス	173,636,023	0.03
	シンガポール	171,892,803	0.03
	イギリス	139,465,149	0.03
	香港	110,960,850	0.02
	カナダ	44,967,190	0.01
	ベルギー	29,220,754	0.01
	小計	9,347,012,242	1.82
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		13,262,886,146	2.59
合計(純資産総額)		512,452,377,910	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### その他の資産の投資状況

資産の種類	買建 / 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	9,760,816,942	1.90
	買建	カナダ	398,423,334	0.08
	買建	ドイツ	1,754,429,878	0.34

買建	イギリス	768,795,938	0.15
買建	オーストラリア	522,708,564	0.10

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

資産の種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建		1,999,521,539	0.39

(注1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率(%)
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	394,718	61,095.17	24,115,366,588	61,431.17	24,247,989,507	4.73
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	873,971	28,521.83	24,927,253,161	27,334.55	23,889,605,222	4.66
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	138,165	102,791.59	14,202,200,599	117,014.84	16,167,355,659	3.15
アメリカ	株式	AMAZON.COM	一般消費財・サービス流通・小売り	519,518	25,485.83	13,240,347,690	26,090.01	13,554,233,556	2.64
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	124,375	68,512.66	8,521,262,386	72,927.29	9,070,332,117	1.77
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	331,772	21,711.54	7,203,283,371	20,548.37	6,817,375,338	1.33
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	291,656	21,908.92	6,389,869,342	20,706.57	6,039,197,742	1.18
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	45,116	106,226.87	4,792,531,472	114,153.61	5,150,154,666	1.01
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	159,515	27,889.01	4,448,716,547	30,441.36	4,855,854,625	0.95
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	24,818	184,216.67	4,571,889,452	194,276.91	4,821,564,387	0.94
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CLASS B	金融サービス	73,282	59,324.80	4,347,440,419	62,097.13	4,550,602,159	0.89
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	163,426	26,382.31	4,311,556,539	27,780.53	4,540,061,648	0.89
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	52,063	76,942.64	4,005,865,130	75,075.84	3,908,673,854	0.76
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	89,644	41,699.42	3,738,103,632	43,035.87	3,857,907,719	0.75
アメリカ	株式	EXXON MOBIL	エネルギー	223,505	15,406.00	3,443,319,706	15,717.89	3,513,027,988	0.69
アメリカ	株式	MASTERCARD INC-CLASS A	金融サービス	47,345	69,383.53	3,284,963,464	72,148.32	3,415,862,660	0.67



デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	182,764	17,815.65	3,256,059,457	18,266.79	3,338,511,608	0.65
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	134,646	23,814.90	3,206,581,052	24,340.73	3,277,383,076	0.64
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	22,598	136,117.84	3,075,991,174	141,929.55	3,207,323,971	0.63
アメリカ	株式	HOME DEPOT	一般消費財・サービス流通・小売り	56,243	53,676.18	3,018,909,813	56,894.49	3,199,917,290	0.62
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	131,778	23,950.50	3,156,149,411	24,114.73	3,177,791,351	0.62
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	24,829	107,094.72	2,659,055,034	112,695.13	2,798,107,462	0.55
アメリカ	株式	MERCK & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	142,254	19,117.00	2,719,471,084	19,314.38	2,747,548,851	0.54
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	98,887	26,109.60	2,581,900,441	26,819.26	2,652,076,164	0.52
アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア・サービス	54,562	43,066.00	2,349,767,425	45,166.34	2,464,366,165	0.48
アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	90,389	25,294.47	2,286,342,717	26,599.28	2,404,282,483	0.47
スイス	株式	NESTLE SA - REGISTERED	食品・飲料・タバコ	149,344	17,042.40	2,545,180,678	15,783.81	2,357,217,843	0.46
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	101,663	22,954.57	2,333,630,908	22,953.06	2,333,477,732	0.46
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	24,933	83,754.43	2,088,249,443	89,871.64	2,240,769,640	0.44
アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	249,087	8,528.42	2,124,319,607	8,982.94	2,237,534,921	0.44

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	4.37
		素材	3.64
		資本財	6.79
		商業・専門サービス	1.58
		運輸	1.76
		自動車・自動車部品	1.73
		耐久消費財・アパレル	1.56
		消費者サービス	2.02
		メディア・娯楽	6.09
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.78

	生活必需品流通・小売り	1.72
	食品・飲料・タバコ	3.23
	家庭用品・パーソナル用品	1.57
	ヘルスケア機器・サービス	4.23
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.89
	銀行	5.21
	金融サービス	6.66
	保険	3.03
	エクイティ不動産投資信託（REIT）	0.04
	ソフトウェア・サービス	10.15
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.05
	電気通信サービス	1.09
	公益事業	2.38
	半導体・半導体製造装置	7.69
	不動産管理・開発	0.31
	小計	95.57
新株予約権証券		
投資信託受益証券		0.02
投資証券		1.82
合計		97.41

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券または当該業種の時価の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	簿価金額 (現地通貨)	帳簿価額 (円)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P 500 EMIN	買建	255	アメリカドル	63,718,408.05	9,600,452,540	64,782,750	9,760,816,942	1.90
	カナダ	モントリオール取引所	S&P/TSE 60	買建	14	カナダドル	3,558,982.5	394,655,569	3,592,960	398,423,334	0.08
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	SWISS MKT IX	買建	29	スイスフラン	3,252,696	557,739,783	3,290,630	564,244,326	0.11
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	DJ EURO STOXX	買建	149	ユーロ	7,061,215.2	1,152,743,381	7,290,570	1,190,185,552	0.23
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200 FUTU	買建	28	オーストラリアドル	5,285,706	517,364,903	5,340,300	522,708,564	0.10
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FTSE 100	買建	53	イギリスポンド	4,059,677.5	774,383,482	4,030,385	768,795,938	0.15

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	アメリカドル	買建	10,023,600.00	1,499,185,473	1,508,316,266	0.29
	カナダドル	買建	380,000.00	42,262,080	42,132,158	0.01
	ユーロ	買建	1,700,000.00	274,001,260	277,161,390	0.05
	イギリスポンド	買建	550,000.00	104,023,780	104,773,265	0.02
	スイスフラン	買建	200,000.00	34,232,200	34,292,060	0.01
	デンマーククローネ	買建	1,500,000.00	32,836,500	32,846,400	0.01

(注1) 評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### 参考情報

交付目論見書に記載するファンドの運用実績


**運用実績**

当初設定日：2010年4月6日

作成基準日：2024年2月29日

**基準価額・純資産の推移**

基準価額 57,344円

純資産総額 275.60億円

**分配の推移**

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2020年2月	0円
2021年2月	0円
2022年2月	0円
2023年2月	0円
2024年2月	0円
設定来 分配金合計額	40円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

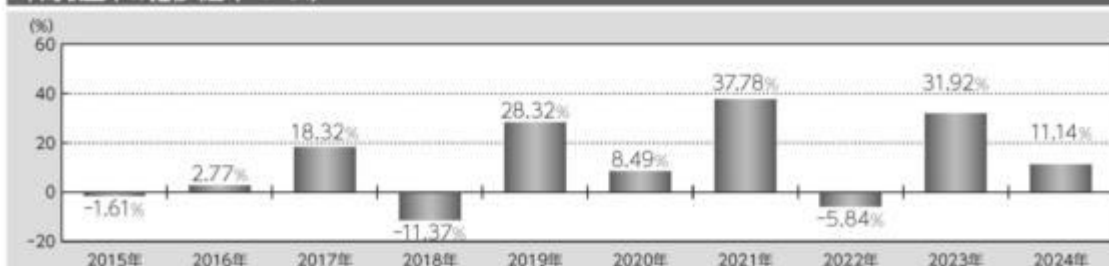
※基準価額（分配金再投資）は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

※上記グラフは作成基準日以前の直近10年間を表示しております。

**主要な資産の状況**

銘柄名	国/地域	種類	業種	実質投資比率
MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	4.7%
APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.7%
NVIDIA CORP	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	3.2%
AMAZON.COM	アメリカ	株式	一般消費財・サービス流通・小売り	2.6%
META PLATFORMS INC-CLASS A	アメリカ	株式	メディア・娯楽	1.8%
ALPHABET INC-CL A	アメリカ	株式	メディア・娯楽	1.3%
ALPHABET INC-CL C	アメリカ	株式	メディア・娯楽	1.2%
ELI LILLY & CO	アメリカ	株式	医薬品・ハイテクノロジー・ライフサイエンス	1.0%
TESLA INC	アメリカ	株式	自動車・自動車部品	0.9%
BROADCOM INC	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	0.9%

※実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

**年間収益率の推移（暦年ベース）**

※収益率は分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

※2024年は年初から作成基準日までの収益率です。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

**第2【管理及び運営】****1【申込（販売）手続等】**

< 申込手続 >

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

#### < 申込コース >

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」（ ）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

#### < 申込みの受付 >

お申込みの受付は、原則として午後3時（ ）までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

ただし、2024年11月5日受付分からは午後3時半までとします。なお、販売会社により受付時限が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### < 申込単位 >

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### < 申込価額 >

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### < 申込手数料 >

前記 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料をご覧ください。

#### < 申込代金の支払い >

販売会社が定める期日までにお支払いください。

#### < 受付不可日 >

収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

#### < 申込受付の中止等 >

収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

#### < その他 >

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと

引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### < 問い合わせ先 >

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

## 2【換金（解約）手続等】

#### < 一部解約手続 >

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

#### < 一部解約の受付 >

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時（ ）までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

ただし、2024年11月5日受付分からは午後3時半までとします。なお、販売会社により受付時限が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### < 一部解約単位 >

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### < 解約価額 >

一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額（以下「解約価額」といいます。）とします。解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<https://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

#### < 一部解約代金の支払い >

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

#### < 受付不可日 >

一部解約受付日当日が下記のうちのいずれかの場合は、一部解約の実行の請求を受け付けませんとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

#### <一部解約受付の中止等>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記<解約価額>の規定に準じて計算された価額とします。

#### <一部解約の制限>

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

#### <その他>

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

#### <問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

### 3【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

##### <基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

**< 基準価額の算出頻度 >**

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

**< 主要な投資対象資産の評価方法 >**

A．親投資信託受益証券（外国株式マザーファンド）の評価方法

計算日の基準価額で評価します。

B．外国上場株式、外国上場投資信託受益証券、外国上場投資証券（上場には店頭登録を含みません。）の評価方法

原則として計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場（店頭登録銘柄は海外店頭市場の最終相場又は最終買気配相場）で評価します。

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

**< 基準価額の照会方法 >**

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<https://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

**（2）【保管】**

該当事項はありません。

**（3）【信託期間】**

無期限とします。（2010年 4月 6日設定）

ただし、下記「(5)その他 <投資信託契約の終了（償還）と手続き>」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

**（4）【計算期間】**

当ファンドの計算期間は、毎年2月8日から翌年2月7日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2010年4月6日から2011年2月7日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

**（5）【その他】**

<投資信託契約の終了（償還）と手続き>



### (1)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。

- ・受益権の口数が30億口を下回るようになった場合
- ・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。

委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

### (2)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）に係る書面決議の手続き

委託会社は上記（1）によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

委託会社は、ファンドの繰上償還について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びにファンドの繰上償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

上記からまでの規定は、委託会社がファンドの繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記からまでの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

## <投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き>

### (1)投資信託約款の変更等

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又は受託会社を同一とする他のファンドとの併合を行うことができます。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更又はファンドの併合を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続きに従います。

### (2)重大な投資信託約款の変更等に係る書面決議の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）又はファンドの併合について、以下の手続きで行います。

委託会社は、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合（併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款変更又はファンドの併合の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、このファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。

上記からまでの規定は、委託会社が重大な約款変更又はファンドの併合について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### < 受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い >

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記< 投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き > に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### < 運用報告書 >

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知っている受益者に対して交付します。

#### < 関係法人との契約の更改手続き >

- ・委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約

当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

#### < 公告 >

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### < 混蔵寄託 >

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国

において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

#### < 投資信託財産の登記等及び記載等の留保等 >

信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

上記 ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

## 4【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

上記 の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

上記 に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### (2) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### (3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間(2023年2月8日から2024年2月7日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【外国株式インデックスe】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：円 )

	第13期 ( 2023年 2月 7日現在 )	第14期 ( 2024年 2月 7日現在 )
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	71,305,638	86,968,186
親投資信託受益証券	21,606,089,660	26,602,128,917
未収入金	5,429,033	15,991,454
流動資産合計	21,682,824,331	26,705,088,557
資産合計	21,682,824,331	26,705,088,557
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6,235,444	19,427,733
未払受託者報酬	7,083,885	8,340,958
未払委託者報酬	51,948,425	61,167,012
未払利息	85	16
その他未払費用	590,263	695,020
流動負債合計	65,858,102	89,630,739
負債合計	65,858,102	89,630,739
純資産の部		
元本等		
元本	5,163,558,829	4,840,121,176
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	16,453,407,400	21,775,336,642
( 分配準備積立金 )	11,603,554,910	16,892,086,666
元本等合計	21,616,966,229	26,615,457,818
純資産合計	21,616,966,229	26,615,457,818
負債純資産合計	21,682,824,331	26,705,088,557

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13期		第14期	
	自 至	2022年 2月 8日 2023年 2月 7日	自 至	2023年 2月 8日 2024年 2月 7日
<b>営業収益</b>				
受取利息		227		163
有価証券売買等損益		1,472,589,954		6,715,141,079
営業収益合計		1,472,590,181		6,715,141,242
<b>営業費用</b>				
支払利息		18,476		19,899
受託者報酬		13,887,411		15,733,510
委託者報酬		101,840,908		115,378,991
その他費用		1,157,159		1,311,006
営業費用合計		116,903,954		132,443,406
営業利益又は営業損失（ ）		1,355,686,227		6,582,697,836
経常利益又は経常損失（ ）		1,355,686,227		6,582,697,836
当期純利益又は当期純損失（ ）		1,355,686,227		6,582,697,836
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		31,749,257		294,449,236
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		15,354,209,472		16,453,407,400
剰余金増加額又は欠損金減少額		488,840,401		475,286,903
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		488,840,401		475,286,903
剰余金減少額又は欠損金増加額		713,579,443		1,441,606,261
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		713,579,443		1,441,606,261
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		16,453,407,400		21,775,336,642

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

## (貸借対照表に関する注記)

	第13期 (2023年 2月 7日現在)	第14期 (2024年 2月 7日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	5,163,558,829口	4,840,121,176口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 4.1864円 (41,864円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 5.4989円 (54,989円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期 自 2022年 2月 8日 至 2023年 2月 7日			第14期 自 2023年 2月 8日 至 2024年 2月 7日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	355,401,256円	費用控除後の配当等収益額	A	424,134,025円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	968,535,714円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	5,864,114,575円
収益調整金額	C	4,849,852,490円	収益調整金額	C	4,883,249,976円
分配準備積立金額	D	10,279,617,940円	分配準備積立金額	D	10,603,838,066円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,453,407,400円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	21,775,336,642円
当ファンドの期末残存口数	F	5,163,558,829口	当ファンドの期末残存口数	F	4,840,121,176口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	31,864円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	44,989円
1万口当たり分配金額	H	- 円	1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

	第14期 自 2023年 2月 8日 至 2024年 2月 7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監視部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	第14期 (2024年 2月 7日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。



## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

## 元本の移動

区分	第13期	第14期
	自 2022年 2月 8日 至 2023年 2月 7日	自 2023年 2月 8日 至 2024年 2月 7日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	5,246,190,830円	5,163,558,829円
期中追加設定元本額	161,082,162円	128,204,030円
期中一部解約元本額	243,714,163円	451,641,683円

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	第13期	第14期
	(2023年 2月 7日現在)	(2024年 2月 7日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,460,205,897	6,466,799,325
合計	1,460,205,897	6,466,799,325

## （デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （4）【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド	4,277,832,457	26,602,128,917	
	合計	4,277,832,457	26,602,128,917	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## （参考）

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

## 外国株式マザーファンド

## 貸借対照表

	2024年 2月 7日現在
項目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	6,622,480,808
コール・ローン	1,197,500,926
株式	469,935,594,173
投資信託受益証券	83,165,022
投資証券	9,048,077,672
派生商品評価勘定	382,507,410
未収入金	20,989,352
未収配当金	238,803,281
差入委託証拠金	3,045,068,215
流動資産合計	490,574,186,859
資産合計	490,574,186,859
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,422,057
前受金	355,882,526
未払金	10,227
未払解約金	98,214,983
未払利息	222
流動負債合計	458,530,015
負債合計	458,530,015
純資産の部	
元本等	
元本	78,814,198,922
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	411,301,457,922
元本等合計	490,115,656,844
純資産合計	490,115,656,844
負債純資産合計	490,574,186,859

## 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	2024年 2月 7日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 新株予約権証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場（金融商品取引所等に上場されるまでの間は、気配相場又は取得価額）、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。</p> <p>(4) 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。</p>

2024年 2月 7日現在	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>(1)受取配当金 株式及び投資証券は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>(2)派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3)為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

2024年 2月 7日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	78,814,198,922口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 6.2186円 (1万口当たり純資産額) (62,186円)

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

2024年 2月 7日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引及び為替予約取引を行っております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年 2月 7日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2024年 2月 7日現在	
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。  (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。  (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

## ( 重要な後発事象に関する注記 )

該当事項はありません。

## ( その他の注記 )

## 元本の移動

区分	2024年 2月 7日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年 2月 8日
期首元本額	77,088,948,086円
期中追加設定元本額	8,350,085,643円
期中一部解約元本額	6,624,834,807円
期末元本額	78,814,198,922円
期末元本額の内訳	
外国株式インデックスファンド	1,421,115,383円
D C 外国株式インデックスファンド	5,147,990,166円
D C 外国株式インデックスファンド L	29,804,266,029円
D C バランスファンド 3 0	488,021,370円
D C バランスファンド 5 0	1,122,009,487円
D C バランスファンド 7 0	870,642,018円
グローバル・インデックス・バランス・ファンド	254,230,303円
外国株式インデックス e	4,277,832,457円
インデックスコレクション ( 外国株式 )	18,867,304,638円
インデックスコレクション ( バランス株式 3 0 )	2,650,563,707円
インデックスコレクション ( バランス株式 5 0 )	1,114,273,704円
インデックスコレクション ( バランス株式 7 0 )	1,289,025,792円
私募外国株式パッシブファンド ( 適格機関投資家専用 )	5,200,972,569円
外国株式パッシブファンド私募 A ( 適格機関投資家専用 )	1,579,992,872円
外国株式インデックスファンド V A ( 適格機関投資家専用 )	292,106,471円
バランス V A 3 0 ( 適格機関投資家専用 )	10,988,289円
バランス V A 5 0 ( 適格機関投資家専用 )	160,677,179円
V A バランスファンド ( 株 2 5 / 1 0 0 ) ( 適格機関投資家専用 )	21,259,876円
V A バランスファンド ( 株 5 0 / 1 0 0 ) ( 適格機関投資家専用 )	50,542,747円
V A バランスファンド ( 株 6 0 / 1 0 0 ) ( 適格機関投資家専用 )	72,909,521円
バランス V A 2 5 ( 適格機関投資家専用 )	136,340,438円
バランス V A 3 7 . 5 ( 適格機関投資家専用 )	130,230,161円
バランス V A 5 0 L ( 適格機関投資家専用 )	2,650,929,434円
バランス V A 7 5 ( 適格機関投資家専用 )	305,179,673円
V A バランスファンド ( 株 4 0 / 1 0 0 ) ( 適格機関投資家専用 )	57,793,347円
V A ポートフォリオ 4 0 ( 適格機関投資家専用 )	404,119,982円
V A ポートフォリオ 2 0 ( 適格機関投資家専用 )	7,159,659円
バランス V A 4 0 ( 適格機関投資家専用 )	51,877,854円
V A バランスファンド 2 ( 株 4 0 / 1 0 0 ) ( 適格機関投資家専用 )	48,854,732円

区分	2024年 2月 7日現在
V A バランス 5 0 - 5 0（適格機関投資家専用）	166,882,563円
V A ファンド 2 5（適格機関投資家専用）	5,550,425円
バランス V A 2 5 L（適格機関投資家専用）	39,062,323円
V A バランス 2 0 - 8 0（適格機関投資家専用）	107,587,172円
私募外国株式インデックスファンド A L（適格機関投資家専用）	5,906,581円

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	2024年 2月 7日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	67,403,156,965
投資信託受益証券	20,454,048
投資証券	578,690,589
合計	66,804,012,328

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「外国株式マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 株式関連

(2024年 2月 7日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	株価指数先物取引 買建	10,685,986,848	-	11,041,869,374	355,882,526
合計		10,685,986,848	-	11,041,869,374	355,882,526

## (注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3. 計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

4. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

## 通貨関連

(2024年 2月 7日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建	1,114,922,628	-	1,137,125,455	22,202,827
	アメリカドル	844,640,628	-	864,216,913	19,576,285
	カナダドル	26,353,440	-	26,307,552	45,888
	ユーロ	189,039,120	-	190,765,200	1,726,080
	イギリスポンド	54,889,440	-	55,835,790	946,350
合計		1,114,922,628	-	1,137,125,455	22,202,827

## (注)時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	APA CORP	17,739	30.52	541,394.28	
	BAKER HUGHES CO	56,594	29.39	1,663,297.66	
	CHENIERE ENERGY INC	13,711	159.98	2,193,485.78	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	5,333	76.03	405,467.99	
	CHEVRON CORP	101,663	152.35	15,488,358.05	
	CONOCOPHILLIPS	68,083	111.52	7,592,616.16	
	COTERRA ENERGY INC	41,058	24.32	998,530.56	
	DEVON ENERGY CORPORATION	36,666	41.08	1,506,239.28	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	9,733	151.99	1,479,318.67	
	EOG RESOURCES INC	33,038	111.88	3,696,291.44	
	EQT CORPORATION	22,739	34.23	778,355.97	
	EXXON MOBIL	223,505	102.25	22,853,386.25	
	HALLIBURTON CO	51,295	34.82	1,786,091.90	
	HESS CORP	15,786	146.05	2,305,545.30	
	HF SINCLAIR CORP	8,443	56.50	477,029.50	
	KINDER MORGAN INC	105,760	16.69	1,765,134.40	
	MARATHON OIL CORP	36,460	22.53	821,443.80	
	MARATHON PETROLEUM CORP	23,304	166.64	3,883,378.56	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	38,623	57.57	2,223,526.11	
	ONEOK INC	31,717	67.94	2,154,852.98	
	OVINTIV INC	13,202	41.63	549,599.26	
	PHILLIPS 66	24,974	145.91	3,643,956.34	
	PIONEER NATURAL RESOURCES	12,982	228.05	2,960,545.10	
	SCHLUMBERGER	78,329	48.01	3,760,575.29	
	TARGA RESOURCES CORP	11,099	86.22	956,955.78	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	350	1,444.43	505,550.50	
	VALERO ENERGY CORP	20,196	137.83	2,783,614.68	
	WILLIAMS COS	67,360	34.30	2,310,448.00	
	AIR PRODUCTS&CHEMICALS	12,269	218.05	2,675,255.45	
	ALBEMARLE CORP	6,375	113.02	720,502.50	
	AMCOR PLC	82,838	9.18	760,452.84	
	AVERY DENNISON CORP	4,953	198.44	982,873.32	
BALL CORP	17,147	57.25	981,665.75		
CELANESE CORP-SERIES A	5,419	147.87	801,307.53		

CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	10,379	76.14	790,257.06
CLEVELAND-CLIFFS INC	27,048	19.75	534,198.00
CORTEVA INC	40,775	52.09	2,123,969.75
CROWN HOLDINGS INC	6,218	76.67	476,734.06
DOW INC	38,891	54.04	2,101,669.64
DUPONT DE NEMOURS INC	26,563	65.74	1,746,251.62
EASTMAN CHEMICAL COMPANY	6,266	82.61	517,634.26
ECOLAB INC	14,774	199.95	2,954,061.30
FMC CORP	6,569	53.45	351,113.05
FREEMONT-MCMORAN INC	81,305	40.17	3,266,021.85
INT'L PAPER CO	17,345	33.14	574,813.30
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	13,928	80.77	1,124,964.56
LINDE PLC	27,416	415.56	11,392,992.96
LYONDELLBASELL INDU-CL A	14,698	94.47	1,388,520.06
MARTIN MARIETTA MATERIALS	3,496	514.51	1,798,726.96
MOSAIC CO/THE	18,682	30.35	566,998.70
NEWMONT CORPORATION	65,758	33.66	2,213,414.28
NUCOR CORP	14,369	181.35	2,605,818.15
PACKAGING CORP OF AMERICA	5,174	163.03	843,517.22
PPG INDUSTRIES INC	12,407	139.89	1,735,615.23
RELIANCE STEEL & ALUMINUM	3,200	291.39	932,448.00
RPM INTERNATIONAL INC	6,687	104.87	701,265.69
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	13,583	307.88	4,181,934.04
STEEL DYNAMICS INC	9,667	120.17	1,161,683.39
VULCAN MATERIALS CO	7,535	231.58	1,744,955.30
WESTLAKE CORP	2,096	139.36	292,098.56
WESTROCK CO	14,176	38.37	543,933.12
3 M COMPANY	29,781	93.76	2,792,266.56
AECOM	7,200	88.59	637,848.00
AERCAP HOLDINGS NV	10,161	77.20	784,429.20
ALLEGION PLC	4,638	126.03	584,527.14
AMETEK INC	12,923	166.08	2,146,251.84
AXON ENTERPRISE INC	3,591	259.46	931,720.86
BOEING CO	32,250	208.58	6,726,705.00
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	8,000	177.95	1,423,600.00
CARLISLE COS INC	2,870	317.61	911,540.70
CARRIER GLOBAL CORP	47,961	54.31	2,604,761.91
CATERPILLAR	28,947	322.72	9,341,775.84
CNH INDUSTRIAL NV	57,411	12.42	713,044.62
CUMMINS INC	7,929	251.54	1,994,460.66
DEERE&CO	15,208	388.90	5,914,391.20
DOVER CORP	7,491	160.82	1,204,702.62

EATON CORP	21,840	271.12	5,921,260.80
EMERSON ELECTRIC CO	32,395	94.26	3,053,552.70
FASTENAL CO	31,790	69.48	2,208,769.20
FERGUSON PLC	11,566	192.80	2,229,924.80
FORTIVE CORP	20,480	81.55	1,670,144.00
FORTUNE BRANDS HOME & SECURITY INC	6,412	77.68	498,084.16
GENERAL DYNAMICS CORP	12,920	267.69	3,458,554.80
GENERAL ELECTRIC CO	61,157	137.58	8,413,980.06
GRACO INC	8,952	86.85	777,481.20
GRAINGER (WW) INC	2,535	940.34	2,383,761.90
HEICO CORP	2,252	187.17	421,506.84
HEICO CORP-CLASS A	4,228	147.39	623,164.92
HONEYWELL INTL INC	37,375	193.64	7,237,295.00
HOWMET AEROSPACE INC	22,727	58.43	1,327,938.61
HUBBELL INC	2,787	350.25	976,146.75
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIES INC	1,993	266.22	530,576.46
IDEX CORP	3,918	218.89	857,611.02
ILLINOIS TOOL WORKS	17,252	255.69	4,411,163.88
INGERSOLL-RAND INC	22,994	83.24	1,914,020.56
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	9,600	42.28	405,888.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	39,654	53.26	2,111,972.04
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	10,469	207.71	2,174,515.99
LENNOX INTERNATIONAL INC	1,584	425.28	673,643.52
LOCKHEED MARTIN CORP	12,498	426.95	5,336,021.10
MASCO CORP	12,110	68.78	832,925.80
NORDSON CORP	3,191	253.65	809,397.15
NORTHROP GRUMMAN CORP	7,890	448.17	3,536,061.30
OTIS WORLDWIDE CORP	23,094	91.94	2,123,262.36
OWENS CORNING	4,965	153.26	760,935.90
PACCAR INC	29,938	104.23	3,120,437.74
PARKER HANNIFIN CORP	6,957	511.55	3,558,853.35
PENTAIR PLC	9,772	73.58	719,023.76
QUANTA SERVICES INC	8,208	206.11	1,691,750.88
ROCKWELL AUTOMATION INC	6,432	259.98	1,672,191.36
RTX CORP	82,322	92.28	7,596,674.16
SMITH (A.O.) CORP	6,846	78.22	535,494.12
SNAP-ON INC	2,772	293.42	813,360.24
STANLEY BLACK&DECKER	8,223	89.34	734,642.82
TEXTRON	10,911	86.09	939,327.99
TORO CO	5,600	92.06	515,536.00
TRANE TECHNOLOGIES PLC	12,377	270.23	3,344,636.71
TRANSDIGM GROUP INC	3,041	1,140.60	3,468,564.60



UNITED RENTALS INC	3,678	654.54	2,407,398.12
VERTIV HOLDINGS CO-A	21,018	59.12	1,242,584.16
WABTEC CORP	10,381	134.74	1,398,735.94
WATSCO INC	2,000	394.37	788,740.00
XYLEM INC	12,709	119.56	1,519,488.04
AUTOMATIC DATA PROCESS	23,247	250.81	5,830,580.07
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	7,038	144.05	1,013,823.90
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS LLC	6,756	198.85	1,343,430.60
CINTAS CORP	5,087	617.89	3,143,206.43
COPART INC	46,764	50.48	2,360,646.72
DAYFORCE INC	9,041	71.25	644,171.25
EQUIFAX INC	6,976	243.28	1,697,121.28
JACOBS SOLUTIONS INC	6,625	139.91	926,903.75
LEIDOS HOLDINGS	6,940	112.16	778,390.40
PAYCHEX INC	17,989	122.19	2,198,075.91
PAYCOM SOFTWARE INC	2,625	197.66	518,857.50
PAYLOCITY HOLDING CORP	2,200	166.18	365,596.00
REPUBLIC SERVICES INC	12,099	173.68	2,101,354.32
ROBERT HALF INC	5,212	80.10	417,481.20
ROLLINS INC	15,210	44.01	669,392.10
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	12,962	60.73	787,182.26
TRANSUNION	10,758	67.95	731,006.10
VERALTO CORP	12,852	77.62	997,572.24
VERISK ANALYTICS INC	8,140	248.47	2,022,545.80
WASTE CONNECTIONS INC	13,987	156.94	2,195,119.78
WASTE MANAGEMENT INC	22,353	189.21	4,229,411.13
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	6,274	74.52	467,538.48
CSX CORP	112,980	37.02	4,182,519.60
DELTA AIR LINES INC	7,841	40.18	315,051.38
EXPEDITORS INTL WASH INC	8,512	126.01	1,072,597.12
FEDEX CORP	13,559	241.32	3,272,057.88
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	134,628	3.25	437,541.00
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	4,321	211.40	913,459.40
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	10,000	60.13	601,300.00
NORFOLK SOUTHERN CORP	12,643	251.86	3,184,265.98
OLD DOMINION FREIGHT LINE	5,632	425.55	2,396,697.60
SOUTHWEST AIRLINES CO	6,754	31.03	209,576.62
U-HAUL HOLDING CO	5,076	63.85	324,102.60
UBER TECHNOLOGIES INC	102,910	70.47	7,252,067.70
UNION PACIFIC CORP	34,272	249.87	8,563,544.64
UNITED PARCEL SERVICE B	40,861	145.92	5,962,437.12
APTIV PLC	16,326	84.19	1,374,485.94

BORNGARNER INC	11,533	34.07	392,929.31
FORD MOTOR COMPANY	217,837	12.07	2,629,292.59
GENERAL MOTORS CO	75,461	38.03	2,869,781.83
LEAR CORP	2,989	135.19	404,082.91
LUCID GROUP INC	45,820	3.50	160,370.00
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	40,190	15.50	622,945.00
TESLA INC	159,515	185.10	29,526,226.50
DECKERS OUTDOOR CORP	1,600	825.35	1,320,560.00
DR HORTON INC	17,138	143.03	2,451,248.14
GARMIN LTD	9,152	121.81	1,114,805.12
HASBRO INC	7,256	49.24	357,285.44
LENNAR CORP-CL A	14,595	150.94	2,202,969.30
LULULEMON ATHLETICA INC	6,410	456.54	2,926,421.40
NIKE B	69,265	102.61	7,107,281.65
NVR INC	188	7,332.82	1,378,570.16
PULTE GROUP INC	12,386	102.57	1,270,432.02
VF CORP	16,318	16.95	276,590.10
AIRBNB INC-CLASS A	23,073	144.53	3,334,740.69
BOOKING HOLDINGS INC	1,999	3,644.94	7,286,235.06
CAESARS ENTERTAINMENT INC	12,243	43.38	531,101.34
CARNIVAL CORPORATION	57,539	15.97	918,897.83
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	1,518	2,487.74	3,776,389.32
DARDEN RESTAURANTS INC	6,950	165.92	1,153,144.00
DOMINO'S PIZZA INC	1,797	421.58	757,579.26
DOORDASH INC - A	14,879	112.34	1,671,506.86
DRAFTKINGS INC	24,000	41.74	1,001,760.00
EXPEDIA GROUP INC	8,454	153.70	1,299,379.80
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	14,280	194.62	2,779,173.60
HYATT HOTELS CORP - CL A	3,200	129.49	414,368.00
LAS VEGAS SANDS CORP	19,449	52.17	1,014,654.33
MARRIOTT INTL A	14,322	244.76	3,505,452.72
MCDONALD'S CORP	40,896	284.65	11,641,046.40
MGM RESORTS INTERNATIONAL	15,799	44.69	706,057.31
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	12,881	120.57	1,553,062.17
STARBUCKS CORP	64,570	95.67	6,177,411.90
VAIL RESORTS INC	2,160	221.45	478,332.00
WYNN RESORTS LTD	5,210	100.06	521,312.60
YUM BRANDS INC	14,772	127.27	1,880,032.44
ALPHABET INC-CL A	331,772	144.10	47,808,345.20
ALPHABET INC-CL C	291,656	145.41	42,409,698.96
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	5,239	290.28	1,520,776.92
COMCAST CORP-CL A	233,579	44.42	10,375,579.18

ELECTRONIC ARTS INC	14,435	135.26	1,952,478.10
FOX CORP - CLASS A	15,560	31.62	492,007.20
FOX CORP- CLASS B	6,975	29.34	204,646.50
INTERPUBLIC GROUP OF COS	22,646	32.99	747,091.54
LIBERTY BROADBAND-C	7,402	62.56	463,069.12
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	12,328	66.10	814,880.80
LIBERTY MEDIA CORP-LIBER-NEW	7,928	30.63	242,834.64
LIVE NATION ENTERTAINMENT	8,618	88.84	765,623.12
MATCH GROUP INC	14,456	36.04	520,994.24
META PLATFORMS INC-CLASS A	124,375	454.72	56,555,800.00
NETFLIX INC	24,933	555.88	13,859,756.04
NEWS CORP-CLASS A	22,307	24.68	550,536.76
OMNICOM GROUP	10,921	89.00	971,969.00
PARAMOUNT GLOBAL-CLASS B	30,808	13.99	431,003.92
PINTEREST INC- CLASS A	35,629	41.05	1,462,570.45
ROBLOX CORP -CLASS A	24,726	40.60	1,003,875.60
ROKU INC	6,927	93.48	647,535.96
SEA LTD-ADR	19,867	42.39	842,162.13
SIRIUS XM HOLDINGS INC	47,096	5.11	240,660.56
SNAP INC - A	62,654	17.45	1,093,312.30
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	8,959	166.67	1,493,196.53
THE WALT DISNEY CO	102,577	99.29	10,184,870.33
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	23,690	68.60	1,625,134.00
WARNER BROS DISCOVERY INC	122,994	10.07	1,238,549.58
AMAZON.COM	519,518	169.15	87,876,469.70
AUTOZONE INC	975	2,811.86	2,741,563.50
BATH & BODY WORKS INC	13,789	43.14	594,857.46
BEST BUY COMPANY INC	10,832	74.84	810,666.88
BURLINGTON STORES INC	3,549	194.12	688,931.88
CARMAX INC	9,366	71.83	672,759.78
DICK'S SPORTING GOODS INC	4,000	156.94	627,760.00
EBAY	29,667	42.66	1,265,594.22
ETSY INC	6,573	74.85	491,989.05
GENUINE PARTS CO	7,768	141.32	1,097,773.76
GLOBAL-E ONLINE LTD	6,000	39.46	236,760.00
HOME DEPOT	56,243	356.25	20,036,568.75
LKQ CORP	13,325	47.12	627,874.00
LOWES COMPANIES	32,948	218.12	7,186,617.76
MERCADOLIBRE INC	2,509	1,710.39	4,291,368.51
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	3,383	1,051.86	3,558,442.38
POOL CORP	2,087	373.57	779,640.59
ROSS STORES INC	18,500	142.16	2,629,960.00

TJX COMPANIES INC	64,603	97.10	6,272,951.30
TRACTOR SUPPLY COMPANY	5,763	233.79	1,347,331.77
ULTA BEAUTY INC	2,749	502.00	1,379,998.00
ALBERTSONS COS INC - CLASS A	19,000	21.24	403,560.00
COSTCO WHOLESALE CORP	24,829	710.79	17,648,204.91
DOLLAR GENERAL CORP	12,157	134.31	1,632,806.67
DOLLAR TREE INC	11,506	137.76	1,585,124.09
KROGER CO	38,327	44.99	1,724,331.73
SYSCO CORP	28,275	80.41	2,273,592.75
TARGET (DAYTON HUDSON)	26,160	144.43	3,778,288.80
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	40,229	23.11	929,692.19
WALMART INC	83,029	169.81	14,099,154.49
ALTRIA GROUP INC	100,574	40.60	4,083,304.40
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	30,271	53.37	1,615,563.27
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	17,835	56.91	1,014,989.85
BUNGE GLOBAL SA	8,498	90.03	765,074.94
CAMPBELL SOUP CO (US)	10,059	44.36	446,217.24
CELSIUS HOLDINGS INC	9,664	55.80	539,251.20
COCA-COLA CO	230,231	59.94	13,800,046.14
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	12,052	67.79	817,005.08
CONAGRA BRANDS INC	26,163	28.62	748,785.06
CONSTELLATION BRANDS INC-A	9,454	248.65	2,350,737.10
DARLING INGREDIENTS INC	8,500	42.01	357,085.00
GENERAL MILLS INC	31,192	64.83	2,022,177.36
HERSHEY FOODS CORPORATION	7,990	194.78	1,556,292.20
HORMEL FOODS CORP	15,714	30.09	472,834.26
JM SMUCKER CO	5,275	132.21	697,407.75
KELLANOVA	16,208	54.43	882,201.44
KEURIG DR PEPPER INC	60,387	31.11	1,878,639.57
KRAFT HEINZ CO/THE	49,492	37.21	1,841,597.32
LAMB WESTON HOLDINGS INC	8,000	101.06	808,480.00
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	13,652	67.05	915,366.60
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	10,122	61.29	620,377.38
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	76,844	75.25	5,782,511.00
MONSTER BEVERAGE CORP	43,508	56.34	2,451,240.72
PEPSICO INC	77,137	171.42	13,222,824.54
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	87,258	91.66	7,998,068.28
TYSON FOODS INC	14,778	55.39	818,553.42
CHURCH & DWIGHT CO INC	14,150	100.16	1,417,264.00
CLOROX COMPANY	6,394	154.77	989,599.38
COLGATE-PALMOLIVE CO	43,378	83.74	3,632,473.72
ESTEE LAUDER CO-CL A	12,383	146.21	1,810,518.43

KENVUE INC	99,317	20.60	2,045,930.20
KIMBERLY-CLARK CORP	18,647	121.33	2,262,440.51
PROCTER & GAMBLE CO	131,778	158.96	20,947,430.88
ABBOTT LABORATORIES	97,490	114.00	11,113,860.00
ALIGN TECHNOLOGY INC	4,193	288.44	1,209,428.92
BAXTER INTERNATIONAL	26,594	39.71	1,056,047.74
BECTON DICKINSON & CO	16,036	238.68	3,827,472.48
BOSTON SCIENTIFIC CORP	81,576	64.79	5,285,309.04
CARDINAL HEALTH	14,569	104.07	1,516,195.83
CENCORA INC	9,745	235.01	2,290,172.45
CENTENE CORP	29,946	74.92	2,243,554.32
COOPER COS INC/THE	2,561	374.70	959,606.70
CVS HEALTH CORP	70,812	73.76	5,223,093.12
DAVITA INC	3,582	112.08	401,470.56
DEXCOM INC	22,165	124.92	2,768,851.80
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	34,369	88.25	3,033,064.25
ELEVANCE HEALTH INC	13,315	493.83	6,575,346.45
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	23,005	81.96	1,885,489.80
HCA HEALTHCARE INC	11,263	306.82	3,455,713.66
HENRY SCHEIN INC	7,493	76.09	570,142.37
HOLOGIC INC	12,961	74.17	961,317.37
HUMANA INC	6,841	366.35	2,506,200.35
IDEXX LABORATORIES INC	4,442	567.00	2,518,614.00
INSULET CORP	3,546	199.63	707,887.98
INTUITIVE SURGICAL INC	19,697	389.69	7,675,723.93
LABORATORY CRP OF AMER	5,238	222.28	1,164,302.64
MCKESSON CORP	7,488	506.87	3,795,442.56
MEDTRONIC PLC	73,530	87.74	6,451,522.20
MOLINA HEALTHCARE INC	3,016	357.12	1,077,073.92
QUEST DIAGNOSTICS	6,246	126.26	788,619.96
RESMED INC	8,586	190.72	1,637,521.92
STERIS PLC	5,851	225.92	1,321,857.92
STRYKER CORP	19,207	339.77	6,525,962.39
TELEFLEX INC	2,672	252.25	674,012.00
THE CIGNA GROUP	16,677	327.58	5,463,051.66
UNITEDHEALTH GROUP INC	52,063	510.67	26,587,012.21
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	3,898	162.15	632,060.70
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	8,403	209.33	1,758,999.99
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	11,864	127.60	1,513,846.40
ABBVIE INC	98,887	173.29	17,136,128.23
AGILENT TECHNOLOGIES	15,996	135.86	2,173,216.56
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	7,056	172.18	1,214,902.08

AMGEN	29,982	316.07	9,476,410.74
AVANTOR INC	34,993	23.65	827,584.45
BIO-RAD LABORATORIES-A	1,302	325.01	423,163.02
BIO-TECHNE CORP	8,884	67.37	598,515.08
BIOGEN INC	8,034	245.55	1,972,748.70
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	10,231	89.80	918,743.80
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	117,926	49.26	5,809,034.76
CATALENT INC	11,603	58.46	678,311.38
CHARLES RIVER LABORATORIES	2,641	220.50	582,340.50
DANAHER CORP	39,340	248.20	9,764,188.00
ELI LILLY & CO	45,116	705.03	31,808,133.48
EXACT SCIENCES CORP	9,063	64.60	585,469.80
GILEAD SCIENCES INC	70,144	77.72	5,451,591.68
ILLUMINA INC	8,558	144.89	1,239,968.62
INCYTE CORP	10,628	59.63	633,747.64
IQVIA HOLDINGS INC	10,091	215.41	2,173,702.31
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	3,254	124.71	405,806.34
JOHNSON & JOHNSON	134,646	158.06	21,282,146.76
MERCK & CO	142,254	126.88	18,049,187.52
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,168	1,212.10	1,415,732.80
MODERNA INC	17,875	100.03	1,788,036.25
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	4,708	142.96	673,055.68
PFIZER	316,987	27.50	8,717,142.50
REGENERON PHARMACEUTICALS	5,923	937.81	5,554,648.63
REPLIGEN CORP	2,737	200.52	548,823.24
REVVITY INC	6,426	104.22	669,717.72
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	23,158	30.19	699,140.02
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	56,857	12.25	696,498.25
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	21,601	560.28	12,102,608.28
UNITED THERAPEUTICS CORP	2,421	214.95	520,393.95
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	14,517	416.13	6,040,959.21
VIATRIS INC	63,857	11.89	759,259.73
WATERS CORP	3,306	330.38	1,092,236.28
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	4,264	398.27	1,698,223.28
ZOETIS INC	26,169	196.14	5,132,787.66
BANK OF AMERICA CORP	401,937	33.04	13,279,998.48
CITIGROUP	107,016	54.35	5,816,319.60
CITIZENS FINANCIAL GROUP	25,193	31.54	794,587.22
FIFTH THIRD BANCORP	37,082	33.47	1,241,134.54
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	573	1,483.05	849,787.65
HUNTINGTON BANCSHARES INC	78,770	12.37	974,384.90
JPMORGAN CHASE & CO	163,426	175.10	28,615,892.60

KEY CORP	48,984	13.90	680,877.60
M & T BANK CORP	9,606	132.27	1,270,585.62
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	21,205	149.29	3,165,694.45
REGIONS FINL CORP	49,382	17.86	881,962.52
TRUIST FINANCIAL CORP	76,097	36.25	2,758,516.25
US BANCORP	85,114	40.10	3,413,071.40
WELLS FARGO & CO	205,910	48.29	9,943,393.90
ALLY FINANCIAL INC	18,129	35.87	650,287.23
AMERICAN EXPRESS	35,633	205.65	7,327,926.45
AMERIPRISE FINANCIAL INC	5,866	388.05	2,276,301.30
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	22,034	104.47	2,301,891.98
ARES MANAGEMENT CORP - A	9,376	126.99	1,190,658.24
BANK NEW YORK CO	45,067	55.06	2,481,389.02
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	73,282	393.74	28,854,054.68
BLACKROCK INC	8,457	787.98	6,663,946.86
BLACKSTONE INC	39,953	123.56	4,936,592.68
BLOCK INC	30,502	67.00	2,043,634.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	20,406	134.35	2,741,546.10
CARLYLE GROUP INC/THE	10,351	40.72	421,492.72
CBOE GLOBAL MARKETS INC	5,992	180.41	1,081,016.72
CME GROUP INC	19,867	202.78	4,028,630.26
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	10,291	119.79	1,232,758.89
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	14,285	105.66	1,509,353.10
EQUITABLE HOLDINGS INC	18,461	32.74	604,413.14
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	1,972	477.41	941,452.52
FIDELITY NATIONAL INFORMATION SERVICES	31,029	61.62	1,912,006.98
FISERV INC	34,179	141.09	4,822,315.11
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	3,879	286.99	1,113,234.21
FRANKLIN RESOURCES INC	14,748	26.63	392,739.24
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	2,286	49.10	112,242.60
GLOBAL PAYMENTS INC	15,111	135.86	2,052,980.46
GOLDMAN SACHS GROUP INC	18,693	384.99	7,196,618.07
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	32,467	126.33	4,101,556.11
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	3,514	163.91	575,979.74
KKR & CO INC	33,954	93.58	3,177,415.32
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	4,096	241.50	989,184.00
MARKETAXESS HOLDINGS INC	2,112	221.26	467,301.12
MASTERCARD INC-CLASS A	47,345	460.50	21,802,372.50
MOODY'S CORP	9,174	398.05	3,651,710.70
MORGAN STANLEY	70,454	86.10	6,066,089.40
MSCI INC	4,355	582.00	2,534,610.00
NASDAQ INC	17,953	56.32	1,011,112.96

NORTHERN TRUST CORP	11,862	78.20	927,608.40
PAYPAL HOLDINGS INC	57,102	63.71	3,637,968.42
PRICE T ROWE GROUP INC	11,505	108.98	1,253,814.90
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	11,494	111.35	1,279,856.90
ROBINHOOD MARKETS INC - A	24,000	10.78	258,720.00
S&P GLOBAL INC	18,434	453.29	8,355,947.86
SCHWAB (CHARLES) CORP	82,257	61.89	5,090,885.73
SEI INVESTMENTS COMPANY	6,289	65.71	413,250.19
STATE STREET CORP	17,821	72.45	1,291,131.45
SYNCHRONY FINANCIAL	23,931	38.79	928,283.49
TOAST INC-CLASS A	20,887	18.41	384,529.67
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	6,542	97.11	635,293.62
VISA INC-CLASS A SHARES	89,644	276.76	24,809,873.44
AFLAC	31,141	76.92	2,395,365.72
ALLSTATE CORP	14,193	157.35	2,233,268.55
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	3,803	119.71	455,257.13
AMERICAN INT'L GROUP	40,246	68.77	2,767,717.42
AON PLC	11,563	300.83	3,478,497.29
ARCH CAPITAL GROUP LTD	20,703	83.30	1,724,559.90
ARTHUR J GALLAGHER & CO	11,870	234.05	2,778,173.50
ASSURANT INC	2,684	168.89	453,300.76
BROWN & BROWN INC	13,365	78.41	1,047,949.65
CHUBB LTD	23,361	247.67	5,785,818.87
CINCINNATI FINANCIAL CORP	7,751	112.10	868,887.10
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	1,444	347.49	501,775.56
EVEREST GROUP LTD	2,474	380.63	941,678.62
FNF GROUP	12,836	50.07	642,698.52
GLOBE LIFE INC	4,559	121.19	552,505.21
HARTFORD FINANCIAL SVCS	16,673	89.70	1,495,568.10
LOEWS CORP	10,482	72.81	763,194.42
MARKEL GROUP INC	702	1,407.76	988,247.52
MARSH & MCLENNAN COS	27,850	194.50	5,416,825.00
METLIFE INC	35,762	65.96	2,358,861.52
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	12,725	78.40	997,640.00
PROGRESSIVE CORP	32,935	180.27	5,937,192.45
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	20,869	103.39	2,157,645.91
TRAVELERS COS INC/THE	12,320	213.01	2,624,283.20
WILLIS TOWERS WATSON PLC	6,009	268.45	1,613,116.05
WR BERKLEY CORP	11,919	80.49	959,360.31
WEYERHAEUSER CO	40,664	32.81	1,334,185.84
ACCENTURE PLC-CL A	35,320	364.70	12,881,204.00
ADOBE INC	25,550	607.14	15,512,427.00



AKAMAI TECHNOLOGIES, INC	8,949	124.48	1,113,971.52
ANSYS INC	4,871	336.66	1,639,870.86
ASPEN TECHNOLOGY INC	1,805	193.32	348,942.60
ATLASSIAN CORP-CL A	9,024	211.26	1,906,410.24
AUTODESK INC	12,108	253.98	3,075,189.84
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	11,819	50.94	602,059.86
BILL HOLDINGS, INC.	4,833	76.70	370,691.10
CADENCE DESIGN SYSTEMS	15,429	292.80	4,517,611.20
CHECK POINT SOFTWARE TECH	5,676	162.45	922,066.20
CLOUDFLARE INC - CLASS A	16,221	81.59	1,323,471.39
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	28,407	78.73	2,236,483.11
CONFLUENT INC-CLASS A	9,000	23.48	211,320.00
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	12,526	302.11	3,784,229.86
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	2,100	239.86	503,706.00
DATADOG INC - CLASS A	14,659	129.18	1,893,649.62
DOCUSIGN INC	9,538	52.17	497,597.46
DROPBOX INC-CLASS A	16,505	32.70	539,713.50
DYNATRACE INC	14,980	59.58	892,508.40
EPAM SYSTEMS INC	3,061	289.15	885,088.15
FAIR ISAAC CORP	1,345	1,259.81	1,694,444.45
FORTINET INC	36,982	67.48	2,495,545.36
GARTNER INC	4,549	461.70	2,100,273.30
GEN DIGITAL INC	29,838	20.59	614,364.42
GODADDY INC - CLASS A	8,747	109.50	957,796.50
HUBSPOT INC	2,683	605.93	1,625,710.19
INTL BUSINESS MACHINES CORP	51,075	183.41	9,367,665.75
INTUIT INC	15,703	635.30	9,976,115.90
MANHATTAN ASSOCIATES INC	3,500	247.52	866,320.00
MICROSOFT CORP	394,718	405.49	160,054,201.82
MONDAY.COM LTD	1,500	215.36	323,040.00
MONGODB INC	4,115	443.31	1,824,220.65
OKTA INC	9,345	81.86	764,981.70
ORACLE CORP	91,492	115.30	10,549,027.60
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	103,887	21.87	2,272,008.69
PALO ALTO NETWORKS INC	17,419	341.49	5,948,414.31
PTC INC	7,030	177.11	1,245,083.30
ROPER TECHNOLOGIES INC	5,903	545.30	3,218,905.90
SALESFORCE INC	54,562	285.83	15,595,456.46
SERVICENOW INC	11,509	777.45	8,947,672.05
SNOWFLAKE INC-CLASS A	16,022	213.68	3,423,580.96
SPLUNK INC	8,652	153.50	1,328,082.00
SYNOPSYS INC	8,405	542.43	4,559,124.15

TWILIO INC - A	10,378	69.12	717,327.36
TYLER TECHNOLOGIES INC	2,478	430.52	1,066,828.56
UIPATH INC - CLASS A	24,000	23.15	555,600.00
UNITY SOFTWARE INC	13,116	32.05	420,367.80
VERISIGN INC	5,329	198.71	1,058,925.59
WIX.COM LTD	3,273	129.21	422,904.33
WORKDAY INC-CLASS A	11,335	288.63	3,271,621.05
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	12,443	63.60	791,374.80
ZSCALER INC	5,230	234.73	1,227,637.90
AMPHENOL CORPORATION	33,054	102.77	3,396,959.58
APPLE INC	873,971	189.30	165,442,710.30
ARISTA NETWORKS INC	14,708	264.89	3,896,002.12
CDW CORP/DE	7,411	230.50	1,708,235.50
CISCO SYSTEMS	228,543	49.98	11,422,579.14
CORNING	43,885	32.04	1,406,075.40
DELL TECHNOLOGIES -C	14,009	82.68	1,158,264.12
F5 INC	2,841	182.47	518,397.27
HEWLETT PACKARD ENTERPRIS	75,299	15.28	1,150,568.72
HP INC	49,496	28.29	1,400,241.84
JABIL INC	7,400	129.76	960,224.00
JUNIPER NETWORKS INC	16,308	36.99	603,232.92
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	9,238	155.97	1,440,850.86
MOTOROLA SOLUTIONS INC	9,289	325.38	3,022,454.82
NETAPP INC	10,843	87.60	949,846.80
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	9,880	86.20	851,656.00
SUPER MICRO COMPUTER INC	2,800	681.59	1,908,452.00
TE CONNECTIVITY LTD	17,335	141.55	2,453,769.25
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	2,404	434.04	1,043,432.16
TRIMBLE IMS HOLDINGS	13,869	51.69	716,888.61
WESTERN DIGITAL CORP	17,228	58.45	1,006,976.60
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	2,892	242.49	701,281.08
AT&T INC	395,564	17.61	6,965,882.04
LIBERTY GLOBAL LTD-C	12,682	20.41	258,839.62
T-MOBILE US INC	29,432	161.00	4,738,552.00
VERIZON COMMUNICATIONS	235,548	41.10	9,681,022.80
AES CORP	34,338	16.50	566,577.00
ALLIANT ENERGY CORPORATION	12,663	47.76	604,784.88
AMEREN CORPORATION	14,991	68.38	1,025,084.58
AMERICAN ELECTRIC POWER	28,664	77.23	2,213,720.72
AMERICAN WATER WORKS CO INC	11,087	122.52	1,358,379.24
ATMOS ENERGY CORP	7,575	111.81	846,960.75
CENTERPOINT ENERGY INC	36,651	27.61	1,011,934.11

CMS ENERGY CORP	17,231	56.47	973,034.57
CONSOLIDATED EDISON INC	18,713	89.77	1,679,866.01
CONSTELLATION ENERGY	18,305	131.01	2,398,138.05
DOMINION ENERGY INC	48,379	45.09	2,181,409.11
DTE ENERGY COMPANY	10,982	104.21	1,144,434.22
DUKE ENERGY CORP	43,568	95.06	4,141,574.08
EDISON INTL	21,304	65.13	1,387,529.52
ENERGY CORP	12,274	99.45	1,220,649.30
ESSENTIAL UTILITIES INC	12,969	35.55	461,047.95
EVERGY INC	11,724	49.66	582,213.84
EVERSOURCE ENERGY	18,286	53.74	982,689.64
EXELON CORP	54,634	33.91	1,852,638.94
FIRSTENERGY CORP	30,792	35.81	1,102,661.52
NEXTERA ENERGY INC	113,922	56.23	6,405,834.06
NISOURCE INC	25,553	25.08	640,869.24
NRG ENERGY INC	12,298	53.52	658,188.96
PG&E CORP	115,431	16.24	1,874,599.44
PPL CORPORATION	38,399	25.69	986,470.31
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE	28,637	58.98	1,689,010.26
SEMPRA	35,873	69.76	2,502,500.48
SOUTHERN CO	61,651	67.40	4,155,277.40
VISTRA CORP	19,603	43.26	848,025.78
WEC ENERGY GROUP INC	18,373	78.34	1,439,340.82
XCEL ENERGY INC	31,146	58.44	1,820,172.24
ADVANCED MICRO DEVICES	90,389	167.88	15,174,505.32
ANALOG DEVICES	27,639	189.71	5,243,394.69
APPLIED MATERIALS	47,292	168.70	7,978,160.40
BROADCOM INC	24,818	1,222.65	30,343,727.70
ENPHASE ENERGY INC	7,104	100.51	714,023.04
ENTEGRIS INC	8,008	118.57	949,508.56
FIRST SOLAR INC	5,850	141.11	825,493.50
INTEL CORP	233,872	42.74	9,995,689.28
KLA CORP	7,545	601.62	4,539,222.90
LAM RESEARCH CORP	7,358	834.62	6,141,133.96
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	8,500	61.55	523,175.00
MARVELL TECHNOLOGY INC	47,247	67.08	3,169,328.76
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	29,374	83.25	2,445,385.50
MICRON TECHNOLOGY	60,391	84.60	5,109,078.60
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	2,625	632.98	1,661,572.50
NVIDIA CORP	138,165	682.23	94,260,307.95
NXP SEMICONDUCTORS NV	14,362	223.00	3,202,726.00
ON SEMICONDUCTOR CORP	24,703	76.32	1,885,332.96

	QORVO INC	5,297	108.61	575,307.17
	QUALCOMM	62,632	144.10	9,025,271.20
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	8,922	103.05	919,412.10
	TERADYNE INC	9,235	97.75	902,721.25
	TEXAS INSTRUMENTS	50,935	158.37	8,066,575.95
	CBRE GROUP INC-A	16,391	84.19	1,379,958.29
	COSTAR GROUP INC	22,748	83.88	1,908,102.24
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	64,300	3.18	204,474.00
	ZILLOW GROUP INC-C	7,537	57.06	430,061.22
	アメリカドル 小計	19,034,547		2,396,527,518.01 (354,398,489,363)
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	36,244	20.08	727,779.52
	CAMECO CORP	22,453	64.23	1,442,156.19
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	61,177	82.23	5,030,584.71
	CENOVUS ENERGY INC	83,349	21.38	1,782,001.62
	ENBRIDGE	120,448	46.74	5,629,739.52
	IMPERIAL OIL	11,645	77.47	902,138.15
	KEYERA CORP	10,963	31.52	345,553.76
	MEG ENERGY CORP	18,392	23.87	439,017.04
	PARKLAND CORP	8,544	45.78	391,144.32
	PEMBINA PIPELINE CORP	32,665	45.30	1,479,724.50
	SUNCOR ENERGY	73,948	43.13	3,189,377.24
	TC ENERGY CORP	57,598	51.29	2,954,201.42
	TOURMALINE OIL CORP	16,980	54.96	933,220.80
	AGNICO EAGLE MINES	27,843	64.46	1,794,759.78
	BARRICK GOLD CORP	101,706	20.26	2,060,563.56
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	7,302	57.35	418,769.70
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	30,312	12.52	379,506.24
	FRANCO-NEVADA CORP	11,522	144.16	1,661,011.52
	IVANHOE MINES LTD-CL A	35,897	14.08	505,429.76
	KINROSS GOLD CORP	74,937	7.34	550,037.58
	LUNDIN MINING CORP	30,173	11.15	336,428.95
	NUTRIEN LTD	27,026	67.98	1,837,227.48
	PAN AMERICAN SILVER CORP	24,343	17.97	437,443.71
	TECK RESOURCES LTD-CL B	24,191	52.21	1,263,012.11
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	3,575	104.03	371,907.25
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	26,120	63.33	1,654,179.60
	CAE INC	16,864	27.30	460,387.20
	STANTEC INC	6,135	108.84	667,733.40
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	4,269	117.41	501,223.29
	WSP GLOBAL INC	7,506	201.51	1,512,534.06
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORPORATION	20,483	22.50	460,867.50

GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	10,920	47.60	519,792.00
RB GLOBAL INC	9,865	89.52	883,114.80
THOMSON REUTERS CORP	8,466	201.30	1,704,205.80
AIR CANADA	6,737	18.61	125,375.57
CANADIAN NATL RAILWAY CO	31,884	173.00	5,515,932.00
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	52,627	113.67	5,982,111.09
TFI INTERNATIONAL INC	4,630	182.41	844,558.30
MAGNA INTERNATIONAL INC	14,682	78.80	1,156,941.60
BRP INC/CA- SUB VOTING	1,366	90.22	123,240.52
GILDAN ACTIVEWEAR INC	10,000	45.32	453,200.00
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	17,311	102.94	1,781,994.34
CANADIAN TIRE CORP -CL A	2,586	145.06	375,125.16
DOLLARAMA INC	16,822	99.54	1,674,461.88
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	42,716	79.19	3,382,680.04
EMPIRE CO LTD 'A'	7,330	34.50	252,885.00
LOBLAW COMPANIES LTD	9,068	134.90	1,223,273.20
METRO INC	13,489	70.33	948,681.37
WESTON (GEORGE) LTD	3,705	170.52	631,776.60
SAPUTO INC	17,963	28.18	506,197.34
BANK MONTREAL	39,095	124.14	4,853,253.30
BANK NOVA SCOTIA	67,781	62.97	4,268,169.57
CANADIAN IMPERIAL BANK	50,581	60.52	3,061,162.12
NATIONAL BANK OF CANADA	19,372	101.90	1,974,006.80
ROYAL BANK OF CANADA	76,323	130.73	9,977,705.79
TORONTO-DOMINION BANK	103,712	80.67	8,366,447.04
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	18,244	53.56	977,148.64
BROOKFIELD CORP	80,503	53.49	4,306,105.47
IGM FINANCIAL INC	3,890	36.23	140,934.70
ONEX CORP	3,361	103.79	348,838.19
TMX GROUP LTD	16,225	33.95	550,838.75
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	1,198	1,402.91	1,680,686.18
GREAT-WEST LIFE CO INC	15,674	44.58	698,746.92
IA FINANCIAL CORP INC	5,415	91.79	497,042.85
INTACT FINANCIAL CORP	9,967	207.76	2,070,743.92
MANULIFE FINANCIAL CORP	100,823	30.01	3,025,698.23
POWER CORP OF CANADA	29,992	39.11	1,172,987.12
SUN LIFE FINANCIAL INC	32,024	70.54	2,258,972.96
CGI INC - CL A	11,043	150.34	1,660,204.62
CONSTELLATION SOFTWARE INC	1,145	3,631.63	4,158,216.35
DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	4,402	118.59	522,033.18
OPEN TEXT CORP	15,045	55.76	838,909.20
SHOPIFY INC - CLASS A	65,609	109.97	7,215,021.73

	BCE INC	3,102	53.46	165,832.92
	QUEBECOR INC -CL B	9,679	32.06	310,308.74
	ROGERS COMMUNICATIONS -CL B	18,199	62.87	1,144,171.13
	TELUS CORP	23,120	23.48	542,857.60
	ALGONQUIN POWER & UTILITIES	37,267	7.90	294,409.30
	ALTAGAS INCOME LTD	14,516	27.30	396,286.80
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	6,264	35.98	225,378.72
	CANADIAN UTILITIES LTD A	5,978	30.65	183,225.70
	EMERA INC	13,595	48.29	656,502.55
	FORTIS INC	29,864	53.52	1,598,321.28
	HYDRO ONE LTD	20,457	40.03	818,893.71
	NORTHLAND POWER INC	13,044	23.90	311,751.60
	FIRSTSERVICE CORP	2,028	221.49	449,181.72
	カナダドル 小計	2,285,314		141,926,203.49 (15,559,369,688)
ユーロ	ENI	135,037	14.60	1,971,810.27
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	30,121	14.43	434,796.63
	NESTE OIL OYJ	21,882	31.65	692,565.30
	OMV AG	7,462	40.02	298,629.24
	REPSOL SA	71,632	13.54	970,255.44
	TENARIS SA	27,420	14.80	405,816.00
	TOTALENERGIES SE	126,086	60.30	7,602,985.80
	AIR LIQUIDE	29,475	171.88	5,066,163.00
	AKZO NOBEL	9,224	71.24	657,117.76
	ARCELORMITTAL	29,386	25.47	748,461.42
	ARKEMA	4,377	99.26	434,461.02
	BASF SE	48,561	45.35	2,202,241.35
	COVESTRO AG	10,438	48.25	503,633.50
	DSM-FIRMENICH AG	10,830	93.92	1,017,153.60
	EVONIK INDUSTRIES AG	9,603	17.59	168,964.78
	HEIDELBERG MATERIALS AG	8,131	86.40	702,518.40
	OCI NV	5,799	27.03	156,746.97
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	14,165	33.67	476,935.55
	STORA ENSO OYJ R	26,361	11.25	296,693.05
	SYENSQO SA	3,676	84.87	311,982.12
	SYMRISE AG	7,051	97.14	684,934.14
	UMICORE	12,057	20.75	250,182.75
	UPM KYMMENE OYJ	32,788	29.55	968,885.40
	VOESTALPINE AG	5,948	27.36	162,737.28
	WACKER CHEMIE AG	1,600	102.80	164,480.00
	ACS ACTIV. CONST. Y SVCS	12,451	36.50	454,461.50
	ACS ACTIVIDADES DE CONS-RTS	12,451	0.43	5,418.67

AIRBUS SE	33,517	151.74	5,085,869.58
ALSTOM	16,908	11.49	194,357.46
BOUYGUES ORD	11,344	33.79	383,313.76
BRENTAG SE	8,989	80.52	723,794.28
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	29,498	34.06	1,004,701.88
DASSAULT AVIATION SA	1,210	175.20	211,992.00
EIFFAGE	4,432	97.90	433,892.80
FERROVIAL SE	29,779	35.52	1,057,750.08
GEA GROUP AG	7,649	37.07	283,548.43
IMCD NV	3,050	141.80	432,490.00
KINGSPAN GROUP PLC	9,798	74.44	729,363.12
KNORR-BREMSE AG	3,221	58.34	187,913.14
KONE OYJ-B	19,254	46.20	889,534.80
LEGRAND SA	15,620	91.12	1,423,294.40
LEONARDO SPA	26,079	16.85	439,431.15
METSO CORPORATION	35,225	9.23	325,197.20
MTU AERO ENGINES AG	2,774	216.50	600,571.00
PRYSMIAN SPA	15,275	41.73	637,425.75
RATIONAL AG	268	731.00	195,908.00
RHEINMETALL AG	2,442	333.50	814,407.00
SAFRAN SA	18,948	177.00	3,353,796.00
SAINT-GOBAIN	25,279	65.95	1,667,150.05
SCHNEIDER ELECTRIC SE	30,276	193.20	5,849,323.20
SIEMENS	42,875	167.38	7,176,417.50
SIEMENS ENERGY AG	24,753	14.24	352,482.72
THALES SA	5,540	136.85	758,149.00
VINCI S.A.	28,324	118.74	3,363,191.76
WARTSILA OYJ	30,397	13.89	422,214.33
BUREAU VERITAS SA	15,662	24.88	389,670.56
RANDSTAD NV	5,866	53.42	313,361.72
TELEPERFORMANCE	3,110	144.15	448,306.50
WOLTERS KLUWER	14,750	139.15	2,052,462.50
ADP	1,532	126.10	193,185.20
AENA SME SA	4,116	172.10	708,363.60
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	38,499	7.75	298,675.24
DHL GROUP	56,431	44.40	2,505,818.55
GETLINK	18,582	16.09	298,984.38
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	17,499	97.56	1,707,202.44
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	3,480	91.85	319,638.00
CONTINENTAL AG	6,262	74.70	467,771.40
DR ING HC F PORSCHE AG	5,800	81.22	471,076.00
FERRARI NV	6,834	351.40	2,401,467.60

MERCEDES-BENZ GROUP AG	43,736	63.96	2,797,354.56
MICHELIN	35,958	30.83	1,108,585.14
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	8,889	45.97	408,627.33
RENAULT SA	11,301	35.48	401,015.98
STELLANTIS NV	121,390	21.45	2,603,815.50
VOLKSWAGEN AG-PFD	11,635	118.04	1,373,395.40
VOLKSWAGEN STAMM	1,657	131.20	217,398.40
ADIDAS AG	9,192	176.20	1,619,630.40
HERMES INTERNATIONAL	1,765	2,017.50	3,560,887.50
KERING	4,318	391.70	1,691,360.60
LVMH	15,508	779.50	12,088,486.00
MONCLER SPA	12,416	58.38	724,846.08
PUMA SE	6,274	39.84	249,956.16
SEB SA	1,310	112.50	147,375.00
ACCOR	12,281	36.94	453,660.14
AMADEUS IT GROUP SA-A SHS	25,319	64.16	1,624,467.04
DELIVERY HERO SE	8,935	17.55	156,827.12
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	5,332	38.56	205,601.92
SODEXO	4,698	77.38	363,531.24
BOLLORE SE	51,405	6.22	319,996.12
PUBLICIS GROUPE	13,443	92.64	1,245,359.52
SCOUT24 SE	4,128	66.88	276,080.64
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	47,953	27.28	1,308,157.84
VIVENDI SE	41,539	10.30	427,851.70
D'IETTEREN GROUP	1,617	177.70	287,340.90
INDITEX	62,230	39.07	2,431,326.10
PROSUS	83,321	29.40	2,449,637.40
ZALANDO SE	11,285	18.67	210,747.37
CARREFOUR	30,831	15.78	486,667.33
HELLOFRESH SE	7,756	13.66	105,985.74
JERONIMO MARTINS	13,062	22.52	294,156.24
KESKO OYJ-B SHS	14,326	17.75	254,286.50
KONINKLIJKE AHOLD NV	52,445	26.03	1,365,405.57
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	50,369	58.14	2,928,453.66
DANONE (GROUPE)	35,678	61.94	2,209,895.32
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	26,648	9.65	257,313.08
HEINEKEN HOLDING NV	7,127	78.65	560,538.55
HEINEKEN NV	16,000	94.78	1,516,480.00
JDE PEET'S BV	9,274	22.98	213,116.52
KERRY GROUP PLC-A	8,173	80.70	659,561.10
LOTUS BAKERIES	24	8,890.00	213,360.00
PERNOD-RICARD	11,584	157.15	1,820,425.60



REMY COINTREAU	1,020	99.48	101,469.60
BEIERSDORF AG	5,845	141.70	828,236.50
HENKEL AG & CO KGAA	6,247	63.62	397,434.14
HENKEL AG & CO KGAA -PFD	10,083	71.34	719,321.22
LOREAL	13,589	453.95	6,168,726.55
AMPLIFON SPA	6,606	31.18	205,975.08
BIOMERIEUX	2,374	97.26	230,895.24
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	2,091	103.85	217,150.35
DIASORIN ITALIA SPA	1,418	85.22	120,841.96
ESSILORLUXOTTICA	16,595	183.84	3,050,824.80
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	9,705	36.82	357,338.10
FRESENIUS SE&CO KGAA	23,936	25.77	616,830.72
KONINKLIJKE PHILIPS	43,352	19.58	849,005.56
SIEMENS HEALTHINEERS AG	14,577	53.46	779,286.42
ARGENX SE	3,157	363.10	1,146,306.70
BAYER	54,521	29.20	1,592,285.80
EUROFINS SCIENTIFIC	6,490	53.92	349,940.80
GRIFOLS SA	14,240	10.55	150,232.00
IPSEN	1,866	106.50	198,729.00
MERCK KGAA	6,723	150.05	1,008,786.15
ORION OYJ-CLASS B	5,393	42.65	230,011.45
QIAGEN N.V.	12,712	41.50	527,548.00
RECORDATI SPA	5,195	51.10	265,464.50
SANOFI	63,904	87.23	5,574,345.92
SARTORIUS AG-VORZUG	1,216	339.50	412,832.00
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	1,435	251.00	360,185.00
UCB (GROUPE)	6,718	86.70	582,450.60
ABN AMRO BANK NV-CVA	19,718	13.34	263,136.71
AIB GROUP PLC	86,175	3.97	342,459.45
BANCO BILBAO VIZCAYA	328,517	9.10	2,990,818.76
BANCO BPM SPA	78,110	5.02	392,268.42
BANCO SANTANDER SA	904,812	3.74	3,390,782.97
BANK OF IRELAND GROUP PLC	52,138	8.02	418,146.76
BNP PARIBAS	59,550	55.08	3,280,014.00
CAIXABANK	240,435	3.94	948,996.94
COMMERZBANK AG	56,376	10.74	605,478.24
CREDIT AGRICOLE SA	64,475	13.06	842,430.35
ERSTE GROUP BANK AG	18,119	39.84	721,860.96
FINECOBANK SPA	42,306	12.83	542,997.51
ING GROEP NV-CVA	199,441	12.15	2,423,607.03
INTESA SANPAOLO	853,697	2.90	2,477,428.69
KBC GROEP NV	12,855	58.40	750,732.00

MEDIOBANCA	29,447	11.97	352,627.82
NORDEA BANK ABP	180,364	10.81	1,950,095.56
SOCIETE GENERALE	41,916	22.53	944,367.48
UNICREDIT SPA	89,900	28.77	2,586,423.00
ADYEN NV	1,178	1,191.00	1,402,998.00
AMUNDI SA	2,812	62.10	174,625.20
DEUTSCHE BANK NAMEN	111,998	12.28	1,376,231.42
DEUTSCHE BOERSE	10,526	186.65	1,964,677.90
EDENRED	15,236	54.82	835,237.52
EURAZEO SA	2,340	77.30	180,882.00
EURONEXT NV	4,500	80.25	361,125.00
EXOR NV	6,325	92.82	587,086.50
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	5,582	70.00	390,740.00
NEXI SPA	36,598	7.10	259,992.19
SOFINA	752	218.60	164,387.20
WORLDLINE SA	13,712	12.01	164,749.68
AEGON LTD	95,201	5.42	515,989.42
AGEAS	8,621	38.18	329,149.78
ALLIANZ SE-REG	22,740	248.10	5,641,794.00
ASR NEDERLAND NV	9,000	42.75	384,750.00
ASSICURAZIONI GENERALI	58,531	20.62	1,206,909.22
AXA SA	100,654	30.64	3,084,038.56
HANNOVER RUECKVERSICHERUNG SE	2,976	226.70	674,659.20
MUENCHENER RUECKVERSICH.	7,773	397.50	3,089,767.50
NN GROUP NV	13,557	37.53	508,794.21
POSTE ITALIANE SPA	25,777	10.09	260,089.93
SAMPO OYJ-A SHS	25,899	38.89	1,007,341.60
TALANX AG	5,000	66.40	332,000.00
BECHTLE AG	4,296	49.77	213,811.92
CAPGEMINI SA	9,097	204.80	1,863,065.60
DASSAULT SYSTEMES SA	38,993	42.07	1,640,435.51
NEMETSCHKE SE	3,320	84.86	281,735.20
SAP SE	58,571	166.40	9,746,214.40
NOKIA OYJ	300,315	3.33	1,000,649.58
CELLNEX TELECOM SA	30,696	33.80	1,037,524.80
DEUTSCHE TELEKOM	183,125	22.66	4,150,528.12
ELISA A	7,825	41.72	326,459.00
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	14,877	10.93	162,679.99
KPN (KON.)	173,861	3.21	558,615.39
ORANGE	104,881	10.79	1,132,085.51
TELECOM ITALIA ORD	489,749	0.27	133,064.80
TELEFONICA	280,413	3.64	1,022,105.38

	ACCIONA SA	1,278	114.45	146,267.10
	CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVA	3,416	23.26	79,456.16
	E.ON SE	123,229	12.17	1,499,696.93
	EDP RENOVAVEIS SA	15,623	14.42	225,283.66
	ELIA GROUP SA/NV	1,604	106.70	171,146.80
	ENAGAS	11,944	14.70	175,576.80
	ENDESA	17,138	17.81	305,313.47
	ENEL	451,639	6.07	2,744,158.56
	ENERGIAS DE PORTUGAL SA	189,324	3.93	745,179.26
	ENGIE	100,082	14.62	1,463,599.16
	FORTUM OYJ	26,655	12.40	330,655.27
	IBERDROLA SA	349,911	10.80	3,779,038.80
	NATURGY ENERGY GROUP SA	9,726	24.14	234,785.64
	REDEIA CORP SA	23,296	14.86	346,178.56
	RWE STAMM	33,396	33.03	1,103,069.88
	SNAM SPA	115,930	4.38	508,468.98
	TERNA SPA	80,424	7.58	609,613.92
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	36,814	29.94	1,102,211.16
	VERBUND AG	3,916	71.40	279,602.40
	ASM INTERNATIONAL NV	2,534	535.70	1,357,463.80
	ASML HOLDING NV	22,598	833.80	18,842,212.40
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	4,300	149.00	640,700.00
	INFINEON TECHNOLOGIES	72,297	33.60	2,429,179.20
	STMICROELECTRONICS NV	37,319	40.89	1,526,160.50
	LEG IMMOBILIEN SE	3,774	71.80	270,973.20
	VONOVIA SE	43,373	27.37	1,187,119.01
	ユーロ 小計	10,105,497		276,560,687.99 (44,006,336,672)
イギリスポンド	BP PLC	965,605	4.78	4,624,765.14
	SHELL PLC-NEW	369,179	24.89	9,188,865.31
	ANGLO AMERICAN PLC	74,016	18.22	1,349,015.61
	ANTOFAGASTA PLC	22,358	17.64	394,506.91
	CRH PLC	41,918	57.76	2,421,183.68
	CRODA INTERNATIONAL PLC	8,013	49.59	397,364.67
	ENDEAVOUR MINING PLC	13,000	13.38	173,940.00
	GLENCORE PLC	587,098	4.10	2,410,037.29
	MONDI PLC	23,525	13.73	322,998.25
	RIO TINTO PLC REG	61,891	53.94	3,338,400.54
	ASHTREAD GROUP PLC	25,115	52.40	1,316,026.00
	BAE SYSTEMS PLC	170,458	12.05	2,054,871.19
	BUNZL PLC	19,312	32.12	620,301.44
	DCC PLC	4,499	57.60	259,142.40

MELROSE INDUSTRIES PLC	75,000	5.91	443,550.00
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	458,658	3.17	1,457,615.12
SMITHS GROUP PLC	20,046	16.30	326,850.03
SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	3,672	98.92	363,234.24
EXPERIAN PLC	52,941	32.97	1,745,464.77
INTERTEK GROUP PLC	10,295	44.77	460,907.15
RELX PLC	107,318	32.87	3,527,542.66
RENTOKIL INITIAL PLC	130,328	4.05	527,828.40
BARRATT DEVELOPMENTS PLC	50,978	5.30	270,183.40
BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	6,048	47.80	289,094.40
BURBERRY GROUP PLC	22,327	13.08	292,148.79
PERSIMMON PLC	14,327	14.27	204,446.29
TAYLOR WIMPEY PLC	166,048	1.47	244,173.58
COMPASS GROUP PLC	95,637	21.68	2,073,410.16
ENTAIN PLC	33,614	9.66	324,711.24
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	10,117	166.90	1,688,527.30
INTERCONTINENTAL HOTELS	10,141	75.70	767,673.70
PEARSON	34,302	9.39	322,301.59
WHITBREAD PLC	10,170	35.43	360,323.10
AUTO TRADER GROUP PLC	43,890	7.30	320,748.12
INFORMA PLC	79,688	7.88	628,260.19
WPP PLC	56,693	7.81	443,225.87
JD SPORTS FASHION PLC	114,330	1.10	126,620.47
KINGFISHER PLC	96,593	2.17	209,896.58
NEXT PLC	7,235	83.66	605,280.10
OCADO GROUP PLC	36,500	5.27	192,647.00
SAINSBURY (J) PLC	82,018	2.75	226,041.60
TESCO PLC	393,967	2.89	1,142,110.33
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	20,881	22.73	474,625.13
BRITISH AMERICAN TOBACCO	114,644	23.62	2,707,891.28
COCA-COLA HBC AG-CDI	14,115	22.90	323,233.50
DIAGEO	126,321	29.71	3,753,628.51
IMPERIAL BRANDS PLC	45,617	18.92	863,301.72
HALEON PLC	314,427	3.29	1,036,036.96
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	39,541	57.94	2,291,005.54
UNILEVER PLC	141,262	39.59	5,592,562.58
SMITH & NEPHEW PLC	54,631	11.17	610,228.27
ASTRAZENECA	87,036	105.34	9,168,372.24
GSK PLC	224,792	16.53	3,715,811.76
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	8,586	19.20	164,894.13
BARCLAYS	873,251	1.46	1,277,566.21
HSBC HOLDINGS PLC (GB)	1,087,112	6.32	6,870,547.84

	LLOYDS BANKING GROUP PLC	3,573,042	0.41	1,496,389.98
	NATWEST GROUP PLC	329,785	2.20	725,527.00
	STANDARD CHARTERED PLC	135,187	5.99	810,851.62
	3I GROUP PLC	55,147	23.16	1,277,204.52
	ABRDN PLC	100,722	1.63	164,529.38
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	18,246	7.86	143,413.56
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	24,087	88.22	2,124,955.14
	M&G PLC	118,170	2.20	260,683.02
	SCHRODERS PLC	42,161	4.02	169,698.02
	ST JAMES' S PLACE PLC	26,728	6.47	173,143.98
	WISE PLC - A	45,000	8.32	374,760.00
	ADMIRAL GROUP PLC	9,872	24.88	245,615.36
	AVIVA PLC	152,469	4.29	654,854.35
	LEGAL & GENERAL GROUP	313,717	2.51	788,998.25
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	43,255	5.02	217,140.10
	PRUDENTIAL	158,898	8.49	1,349,361.81
	SAGE GROUP PLC	56,360	11.53	650,112.60
	HALMA PLC	20,296	21.74	441,235.04
	BT GROUP PLC	373,976	1.07	400,341.30
	VODAFONE GROUP PLC	1,387,940	0.66	919,232.66
	CENTRICA PLC	370,000	1.33	492,840.00
	NATIONAL GRID PLC	203,012	10.36	2,104,219.38
	SEVERN TRENT PLC	14,219	25.36	360,593.84
	SSE PLC	65,158	16.69	1,087,812.81
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	34,716	10.49	364,170.84
	イギリスポンド 小計	15,433,247		105,103,624.84 (19,585,009,452)
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	13,161	11.09	145,955.49
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	310	647.50	200,725.00
	GIVAUDAN-REG	533	3,611.00	1,924,663.00
	HOLCIM LTD	30,195	66.14	1,997,097.30
	SIG GROUP AG	16,000	18.05	288,800.00
	SIKA AG-BR	8,383	238.40	1,998,507.20
	ABB LTD	88,585	37.56	3,327,252.60
	GEBERIT AG-REG	1,930	495.70	956,701.00
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	1,332	207.00	275,724.00
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	2,021	215.40	435,323.40
	VAT GROUP AG	1,440	410.60	591,264.00
	ADECCO GROUP AG-REG	9,959	37.57	374,159.63
	SGS SA	8,675	81.72	708,921.00
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	2,730	290.10	791,973.00
	CIE FINANCIERE RICHEMON SA-(REGD)	29,711	128.70	3,823,805.70

	SWATCH GROUP AG(BEARER)	1,572	197.30	310,155.60	
	SWATCH GROUP AG/THE-REG	3,004	38.20	114,752.80	
	AVOLTA AG	5,500	35.01	192,555.00	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	189	1,286.00	243,054.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	6	113,000.00	678,000.00	
	LINDT & SPRUENGLI AG-PC	55	11,260.00	619,300.00	
	NESTLE SA - REGISTERED	149,344	99.39	14,843,300.16	
	ALCON INC	27,668	66.78	1,847,669.04	
	SONOVA HOLDING AG-REG	2,788	278.80	777,294.40	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	5,767	137.25	791,520.75	
	BACHEM HOLDING AG-REG B	1,950	58.75	114,562.50	
	LONZA GROUP AG-REG	4,282	447.30	1,915,338.60	
	NOVARTIS	114,781	90.09	10,340,620.29	
	ROCHE HOLDING AG-BR	1,944	243.40	473,169.60	
	ROCHE HOLDING GENUSS	39,348	230.55	9,071,681.40	
	SANDOZ GROUP AG	22,464	28.46	639,325.44	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	1,564	110.20	172,352.80	
	JULIUS BAER GROUP LTD	11,775	45.66	537,646.50	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,287	1,167.00	1,501,929.00	
	UBS GROUP AG	182,563	24.56	4,483,747.28	
	BALOISE HOLDING AG - REG	2,334	139.40	325,359.60	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	2,500	124.20	310,500.00	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	1,612	620.20	999,762.40	
	SWISS RE LTD	16,438	102.20	1,679,963.60	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	8,505	439.80	3,740,499.00	
	TEMENOS AG - REG	3,520	88.16	310,323.20	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	8,298	74.50	618,201.00	
	SWISSCOM	1,331	505.80	673,219.80	
	BKW AG	807	133.40	107,653.80	
	SWISS PRIME SITE-REG	5,135	86.85	445,974.75	
	スイスフラン 小計	843,296		76,720,304.63 (13,045,520,599)	
スウェーデンク ローナ	BOLIDEN AB	13,081	273.35	3,575,691.35	
	HOLMEN AB-B SHARES	5,106	400.80	2,046,484.80	
	SCA SV CELLULOSA B	34,632	141.10	4,886,575.20	
	ALFA LAVAL AB	14,260	370.90	5,289,034.00	
	ASSA ABLOY AB-B	57,678	287.70	16,593,960.60	
	ATLAS COPCO A	156,971	169.35	26,583,038.85	
	ATLAS COPCO B	85,638	147.45	12,627,323.10	
	BEIJER REF AB	23,000	140.50	3,231,500.00	
	EPIROC AB-A	37,140	187.30	6,956,322.00	
	EPIROC AB-B	22,442	165.30	3,709,662.60	

	HUSQVARNA AB-B SHS	21,841	82.50	1,801,882.50	
	INDUTRADE AB	14,669	273.50	4,011,971.50	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	8,081	264.20	2,135,000.20	
	LIFCO AB-B SHS	13,590	261.80	3,557,862.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	80,939	61.76	4,998,792.64	
	SAAB AB-B	5,800	688.20	3,991,560.00	
	SANDVIK AB	56,973	218.00	12,420,114.00	
	SKANSKA B	19,869	177.30	3,522,773.70	
	SKF AB-B	18,340	213.50	3,915,590.00	
	VOLVO AB-A SHS	8,748	264.20	2,311,221.60	
	VOLVO B	87,756	257.80	22,623,496.80	
	SECURITAS B	25,545	99.80	2,549,391.00	
	VOLVO CAR AB-B	35,544	33.89	1,204,586.16	
	EVOLUTION AB	9,622	1,285.40	12,368,118.80	
	HENNES & MAURITZ B	33,524	141.64	4,748,339.36	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	31,655	239.20	7,571,876.00	
	GETINGE AB-B SHS	12,650	199.20	2,519,880.00	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	9,481	282.00	2,673,642.00	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN A	96,619	147.10	14,212,654.90	
	SVENSKA HANDELSBK A	81,670	113.35	9,257,294.50	
	SWEDBANK AB-A	50,623	211.30	10,696,639.90	
	EQT AB	22,258	272.00	6,054,176.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	6,848	325.10	2,226,284.80	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	8,631	324.80	2,803,348.80	
	INVESTOR AB-B SHS	95,842	247.70	23,740,063.40	
	LUNDBERGS AB-B SHS	4,093	545.20	2,231,503.60	
	ERICSSON (LM) B	160,922	56.48	9,088,874.56	
	HEXAGON AB-B SHS	108,582	117.90	12,801,817.80	
	TELE2 AB-B SHS	34,520	84.56	2,919,011.20	
	TELIA CO AB	138,487	25.46	3,525,879.02	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	32,478	67.70	2,198,760.60	
	SAGAX AB-B	9,400	249.80	2,348,120.00	
	スウェーデンクローナ 小計	1,795,548		288,530,119.84 (4,062,504,087)	
ノルウェーク ローネ	AKER BP ASA	17,052	274.00	4,672,248.00	
	EQUINOR ASA	50,840	308.55	15,686,682.00	
	NORSK HYDRO	72,015	60.76	4,375,631.40	
	YARA INTERNATIONAL ASA	9,449	352.20	3,327,937.80	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	4,500	547.00	2,461,500.00	
	ADEVINTA ASA	16,857	112.20	1,891,355.40	
	MOWI ASA	23,314	194.40	4,532,241.60	
	ORKLA	39,803	81.90	3,259,865.70	

	SALMAR ASA	6,500	606.60	3,942,900.00	
	DNB BANK ASA	46,261	205.40	9,502,009.40	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	11,153	169.90	1,894,894.70	
	TELENOR ASA	38,789	114.30	4,433,582.70	
	ノルウェークローネ 小計	336,533		59,980,848.70 (837,932,456)	
デンマーククローネ	NOVOZYMES A/S	18,930	354.00	6,701,220.00	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	428	1,850.50	792,014.00	
	VESTAS WIND SYSYEMS A/S	55,152	188.22	10,380,709.44	
	A P MOLLER - MAERSK A/S - A	152	12,670.00	1,925,840.00	
	A P MOLLER-MAERSK A/S-B	251	12,890.00	3,235,390.00	
	DSV A/S	10,213	1,211.50	12,373,049.50	
	PANDORA A/S	5,465	1,029.50	5,626,217.50	
	CARLSBERG AS-B	5,476	905.00	4,955,780.00	
	COLOPLAST-B	8,147	802.60	6,538,782.20	
	DEMANT A/S	4,463	347.40	1,550,446.20	
	GENMAB A/S	3,603	1,944.50	7,006,033.50	
	NOVO NORDISK A/S-B	182,764	813.50	148,678,514.00	
	DANSKE BANK A/S	38,806	194.70	7,555,528.20	
	TRYG A/S	25,030	145.20	3,634,356.00	
ORSTED A/S	11,432	385.50	4,407,036.00		
	デンマーククローネ 小計	370,312		225,360,916.54 (4,806,948,349)	
オーストラリアドル	AMPOL LTD	12,821	36.79	471,684.59	
	SANTOS	176,138	7.87	1,386,206.06	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	105,494	32.29	3,406,401.26	
	BHP GROUP LTD	284,017	45.96	13,053,421.32	
	BLUESCOPE STEEL LTD	21,549	23.15	498,859.35	
	FORTESCUE LTD	97,584	28.05	2,737,231.20	
	IGO LTD	35,382	6.78	239,889.96	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	25,493	59.60	1,519,382.80	
	MINERAL RESOURCES LTD	10,000	55.21	552,100.00	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	58,122	13.29	772,441.38	
	ORICA LTD	26,961	16.35	440,812.35	
	PILBARA MINERALS LTD	131,710	3.38	445,179.80	
	RIO TINTO LTD	20,196	128.41	2,593,368.36	
	SOUTH32 LTD	246,137	3.14	772,870.18	
	REECE LTD	12,870	22.23	286,100.10	
	BRAMBLES LTD	82,936	14.37	1,191,790.32	
	COMPUTERSHARE LIMITED	28,589	24.78	708,435.42	
	AURIZON HOLDINGS LTD	93,604	3.75	351,015.00	
QANTAS AIRWAYS LIMITED	39,948	5.65	225,706.20		



	TRANSURBAN GROUP	167,820	13.35	2,240,397.00
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	31,473	44.31	1,394,568.63
	IDP EDUCATION LTD	12,550	19.05	239,077.50
	LOTTERY CORP LTD/THE	123,601	5.07	626,657.07
	CAR GROUP LTD	23,075	33.53	773,704.75
	REA GROUP LTD	3,000	180.72	542,160.00
	SEEK LTD	17,113	25.82	441,857.66
	WESFARMERS LTD	63,823	58.07	3,706,201.61
	COLES GROUP LTD	82,651	15.95	1,318,283.45
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	74,362	5.54	411,965.48
	WOOLWORTHS GROUP LTD	69,391	36.00	2,498,076.00
	TREASURY WINE ESTATES LTD	34,480	10.94	377,211.20
	COCHLEAR LIMITED	3,460	287.29	994,023.40
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	9,641	50.19	483,881.79
	SONIC HEALTHCARE LTD	25,969	31.43	816,205.67
	CSL LIMITED	26,778	301.96	8,085,884.88
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	166,585	27.43	4,569,426.55
	COMMONWEALTH BANK OF AUST	94,297	114.37	10,784,747.89
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	177,800	32.20	5,725,160.00
	WESTPAC BANKING	194,057	24.15	4,686,476.55
	ASX LTD	11,055	64.99	718,464.45
	MACQUARIE GROUP LIMITED	20,561	188.33	3,872,253.13
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	10,345	33.58	347,385.10
	INSURANCE AUSTRALIA GRP.	137,266	6.12	840,067.92
	MEDIBANK PRIVATE LTD	129,252	3.80	491,157.60
	QBE INSURANCE GROUP	78,253	16.11	1,260,655.83
	SUNCORP GROUP LIMITED	66,731	14.10	940,907.10
	WISETECH GLOBAL LTD	8,342	72.92	608,298.64
	XERO LTD	7,073	108.34	766,288.82
	TELSTRA GROUP LTD	199,810	4.03	805,234.30
	ORIGIN ENERGY LIMITED	87,883	8.27	726,792.41
	オーストラリアドル 小計	3,668,048		93,746,368.03 (9,050,274,369)
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	64,661	8.53	551,558.33
	EBOS GROUP LTD	10,256	36.59	375,267.04
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	36,015	24.95	898,574.25
	SPARK NEW ZEALAND LTD	104,543	5.35	559,305.05
	MERCURY NZ LTD	40,719	6.79	276,685.60
	MERIDIAN ENERGY LTD	64,034	5.56	356,029.04
	ニュージーランドドル 小計	320,228		3,017,419.31 (272,110,873)
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	139,448	41.40	5,773,147.20

	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	84,500	84.20	7,114,900.00	
	XINYI GLASS HOLDING CO LTD	102,000	6.49	661,980.00	
	MTR CORP	82,500	26.15	2,157,375.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	81,000	12.58	1,018,980.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	117,000	43.05	5,036,850.00	
	SANDS CHINA LTD	127,000	22.30	2,832,100.00	
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	83,000	13.00	1,079,000.00	
	WH GROUP LTD	446,619	4.64	2,072,312.16	
	BOC HONG KONG HOLDINGS -R	191,500	18.76	3,592,540.00	
	HANG SENG BANK	39,600	81.65	3,233,340.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	69,800	243.60	17,003,280.00	
	AIA GROUP LTD	649,400	62.30	40,457,620.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	32,000	46.80	1,497,600.00	
	CLP HOLDINGS	100,000	67.35	6,735,000.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	608,990	5.77	3,513,872.30	
	POWER ASSETS HOLDINGS LIMITED	73,500	46.70	3,432,450.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	98,448	35.70	3,514,593.60	
	ESR GROUP LTD	92,400	10.04	927,696.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	115,000	8.96	1,030,400.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMEN	79,761	20.95	1,670,992.95	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	76,250	9.62	733,525.00	
	SINO LAND CO	198,600	8.04	1,596,744.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	80,000	71.70	5,736,000.00	
	SWIRE PACIFIC A	31,000	61.25	1,898,750.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	69,000	14.80	1,021,200.00	
	WHARF HOLDINGS	77,000	25.00	1,925,000.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	81,000	24.10	1,952,100.00	
	香港ドル 小計	4,026,316		129,219,348.21 (2,443,537,874)	
シンガポールドル	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	5,100	26.46	134,946.00	
	KEPPEL LTD	80,200	7.16	574,232.00	
	SEATRIM LTD	3,030,719	0.09	290,949.02	
	SINGAPORE TECHNOLOGIES ENGINEERING	74,800	3.78	282,744.00	
	SINGAPORE AIRLINES	73,350	6.83	500,980.50	
	GENTING SINGAPORE LTD	319,700	1.01	322,897.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	106,600	3.28	349,648.00	
	DBS GROUP	101,800	31.65	3,221,970.00	
	OCBC BANK	199,350	12.78	2,547,693.00	
	UNITED OVERSEAS BANK	72,300	28.17	2,036,691.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	42,500	9.35	397,375.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	420,880	2.34	984,859.20	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	49,000	5.56	272,440.00	

	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	153,900	2.84	437,076.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	22,000	5.91	130,020.00	
	UOL GROUP LIMITED	24,800	6.05	150,040.00	
	シンガポールドル 小計	4,776,999		12,634,560.72 (1,390,433,407)	
イスラエルシ ケル	ICL LTD	39,375	16.78	660,712.50	
	ELBIT SYSTEMS LTD	1,248	760.00	948,480.00	
	BANK HAPOLIM BM	80,240	31.58	2,533,979.20	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	82,181	27.65	2,272,304.65	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	64,227	17.69	1,136,175.63	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	8,698	135.20	1,175,969.60	
	NICE LTD	3,165	769.50	2,435,467.50	
	AZRIELI GROUP	2,465	240.30	592,339.50	
	イスラエルシケル 小計	281,599		11,755,428.58 (477,126,984)	
	合 計	63,277,484		469,935,594,173 (469,935,594,173)	

## (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権 証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWA WRT	1,063.00	-	
		カナダドル 小計	1,063.00	- ( - )	
		新株予約権証券合計		- ( - )	
投資信託受 益証券	オーストラリアドル	APA GROUP	63,405	526,261.50	
		オーストラリアドル 小計	63,405	526,261.50 (50,805,285)	
	香港ドル	HKT TRUST AND HKT LTD	185,000	1,711,250.00	
		香港ドル 小計	185,000	1,711,250.00 (32,359,737)	
		投資信託受益証券合計	248,405	83,165,022 (83,165,022)	
投資証券	アメリカドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	9,648	1,134,894.24	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	20,363	709,854.18	
		AMERICAN TOWER CORPORATION	26,373	5,054,912.91	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT INC	24,773	468,457.43	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	7,676	1,326,029.00	
		BOSTON PROPERTIES	7,893	499,705.83	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	6,427	612,621.64	
		CROWN CASTLE INC	24,878	2,678,365.48	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	16,085	2,320,422.10	
		EQUINIX INC	5,148	4,314,075.48	

	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	8,979	602,041.95	
	EQUITY RESIDENTIAL PPTY	18,842	1,115,069.56	
	ESSEX PROPERTY TRUST	3,594	837,294.18	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	11,358	1,621,127.34	
	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	15,190	686,739.90	
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	30,237	546,684.96	
	HOST HOTELS AND RESORTS INC	40,506	788,651.82	
	INVITATION HOMES INC	35,025	1,146,018.00	
	IRON MOUNTAIN INC	16,160	1,114,393.60	
	KIMCO REALTY CORP	31,093	629,633.25	
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	6,844	859,469.52	
	PROLOGIS INC	52,154	6,806,097.00	
	PUBLIC STORAGE	8,723	2,430,663.95	
	REALTY INCOME CORP	46,547	2,501,901.25	
	REGENCY CENTERS CORP	10,530	655,071.30	
	SBA COMMUNICATIONS CORP	5,725	1,251,485.00	
	SIMON PROPERTY GROUP	18,395	2,637,659.05	
	SUN COMMUNITIES INC	6,650	831,117.00	
	UDR INC	17,830	634,034.80	
	VENTAS INC	23,610	1,064,811.00	
	VICI PROPERTIES INC	56,023	1,671,166.09	
	WELLTOWER INC	28,300	2,448,799.00	
	WP CAREY INC	10,761	652,977.48	
	アメリカドル 小計	652,340	52,652,245.29 (7,786,214,033)	
カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	5,069	240,828.19	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	8,945	160,741.65	
	カナダドル 小計	14,014	401,569.84 (44,024,101)	
ユーロ	COVIVIO(FP)	3,076	133,129.28	
	GECINA SA	2,719	271,900.00	
	KLEPIERRE	11,603	275,571.25	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	6,185	406,107.10	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	7,235	189,122.90	
	ユーロ 小計	30,818	1,275,830.53 (203,010,153)	
イギリスポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	32,132	214,127.64	
	SEGRO PLC	63,208	543,841.63	
	イギリスポンド 小計	95,340	757,969.27 (141,239,993)	
オーストラリアドル	DEXUS	74,283	554,894.01	
	GOODMAN GROUP	100,493	2,687,182.82	
	GPT GROUP	111,587	493,214.54	

	MIRVAC GROUP	228,843	487,435.59
	SCENTRE GROUP	297,027	914,843.16
	STOCKLAND	121,481	536,946.02
	VICINITY CENTERS	221,263	444,738.63
オーストラリアドル 小計		1,154,977	6,119,254.77 (590,752,855)
香港ドル	LINK REIT	147,800	5,823,320.00
香港ドル 小計		147,800	5,823,320.00 (110,118,981)
シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	207,909	577,987.02
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	276,190	546,856.20
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	174,778	262,167.00
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIA	132,200	182,436.00
シンガポールドル 小計		791,077	1,569,446.22 (172,717,556)
投資証券合計		2,886,366	9,048,077,672 (9,048,077,672)
合計			9,131,242,694 (9,131,242,694)

## 有価証券明細表注記

1. 券面総額欄の数値は、証券数又は口数を表示しております。
2. 通貨ごとの小計の欄における( )内は、邦貨換算額であります。
3. 合計金額欄の記載は、邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
4. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
5. 外貨建有価証券の通貨別内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入新株予約権 証券 時価比率	組入投資信託 受益証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 589銘柄	97.9%				74.0%
	投資証券 33銘柄				2.1%	1.6%
カナダドル	株式 86銘柄	99.7%				3.2%
	新株予約権 1銘柄 証券					
	投資証券 2銘柄				0.3%	0.0%
ユーロ	株式 221銘柄	99.5%				9.2%
	投資証券 5銘柄				0.5%	0.0%
イギリスポンド	株式 81銘柄	99.3%				4.1%
	投資証券 2銘柄				0.7%	0.0%
スイスフラン	株式 45銘柄	100.0%				2.7%
スウェーデンクローナ	株式 42銘柄	100.0%				0.8%
ノルウェークローネ	株式 12銘柄	100.0%				0.2%

デンマーク クローネ	株式	15銘柄	100.0%				1.0%
オーストラ リアドル	株式	50銘柄	93.4%				1.9%
	投資信託受 益証券	1銘柄			0.5%		0.0%
	投資証券	7銘柄				6.1%	0.1%
ニュージ ーランドドル	株式	6銘柄	100.0%				0.1%
香港ドル	株式	28銘柄	94.5%				0.5%
	投資信託受 益証券	1銘柄			1.3%		0.0%
	投資証券	1銘柄				4.3%	0.0%
シンガポ ールドル	株式	16銘柄	89.0%				0.3%
	投資証券	4銘柄				11.0%	0.0%
イスラエル シェケル	株式	8銘柄	100.0%				0.1%

(注)時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

## 2【ファンドの現況】

## 【外国株式インデックス e】

## 【純資産額計算書】

(2024年 2月29日現在)

資産総額	27,623,620,777円
負債総額	63,960,877円
純資産総額（ - ）	27,559,659,900円
発行済口数	4,806,018,234口
1口当たり純資産額（ / ）	5.7344円
（1万口当たり純資産額）	（57,344円）

(参考)

## 外国株式マザーファンド

## 純資産額計算書

(2024年 2月29日現在)

資産総額	513,067,934,346円
負債総額	615,556,436円
純資産総額（ - ）	512,452,377,910円
発行済口数	78,993,548,677口
1口当たり純資産額（ / ）	6.4873円
（1万口当たり純資産額）	（64,873円）

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1)名義書換等

該当事項はありません。

## (2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

## (3)譲渡制限

該当事項はありません。

## (4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

## 受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

## 受益権の譲渡

イ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ．上記イ．の申請のある場合には、上記イ．の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿

に記載又は記録するものとし、ただし、上記イ.の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとし、

- ハ.上記イ.の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

#### 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

#### 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

#### 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。



## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額（2024年 2月29日現在）

資本金の額 : 20億円

発行可能株式総数 : 12,000株

発行済株式総数 : 3,000株

最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2)委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

会社が取締役（監査等委員である取締役を除く。）を10名以内、監査等委員である取締役を5名以内おきます。取締役は、株主総会において選任され、又は解任されます。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別するものとします。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、監査等委員以外取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。また、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となります。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役に對して会日の3日前までに招集通知を發します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

###### 投資運用の意思決定機構

###### [ PLAN（計画） ]

運用企画部担当役員を委員長とする運用・リスク委員会において、ファンドの運用戦略や運用スタイルなどを決定します。運用・リスク委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部に

において、ファンドマネジャーが運用仕様・ガイドラインに基づき、運用の執行に関する方針を運用計画として策定します。

#### [ DO（実行） ]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の執行、ファンドの運用状況管理を行います。

各運用部の部長等は、各ファンドマネジャーの運用実施状況を確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

#### [ CHECK（検証・評価） ]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用・リスク委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立した運用監理部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN - DO - CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

委託会社の機構は2024年 5月 7日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

2024年 2月29日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	536	14,901,081
追加型公社債投資信託	0	0
単体型株式投資信託	64	218,348
単体型公社債投資信託	51	174,969
合計	651	15,294,398

## 3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託者の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。  
また、第38期事業年度の間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）の間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

	( 単位：百万円 )	
	前事業年度 ( 2022年3月31日 )	当事業年度 ( 2023年3月31日 )
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,675	23,067
金銭の信託	14,913	14,693
前払費用	166	198
未収委託者報酬	9,067	9,147
未収運用受託報酬	6,252	5,815
未収収益	179	176
短期差入証拠金	2,528	3,541
その他	2,363	1,566
流動資産合計	57,146	58,207
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 289	1 255
器具備品	1 687	1 560
有形固定資産合計	976	816
無形固定資産		
ソフトウェア	6,292	7,203
その他	31	40
無形固定資産合計	6,324	7,244
投資その他の資産		
投資有価証券	6,607	4,063
関係会社株式	5,636	5,636
繰延税金資産	907	1,181
その他	31	31
投資その他の資産合計	13,182	10,911
固定資産合計	20,482	18,972
資産合計	77,629	77,179

	( 単位：百万円 )	
	前事業年度 ( 2022年3月31日 )	当事業年度 ( 2023年3月31日 )
負債の部		
流動負債		
預り金	47	49

未払金	8,285	7,174
未払収益分配金	0	0
未払手数料	4,561	4,586
その他未払金	3,723	2,588
未払費用	1,049	1,089
未払法人税等	504	726
賞与引当金	578	613
その他	1,958	303
流動負債合計	12,423	9,958
固定負債		
退職給付引当金	820	904
資産除去債務	153	153
その他	12	27
固定負債合計	986	1,086
負債合計	13,410	11,044
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	17,239	17,239
資本剰余金合計	17,239	17,239
利益剰余金		
利益準備金	500	500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100	2,100
繰越利益剰余金	41,948	44,755
利益剰余金合計	44,548	47,355
株主資本合計	63,788	66,595
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	941	49
繰延ヘッジ損益	509	510
評価・換算差額等合計	431	460
純資産合計	64,219	66,134
負債・純資産合計	77,629	77,179

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	41,730	40,724
運用受託報酬	11,883	10,918

その他営業収益	390	351
営業収益合計	54,004	51,993
営業費用		
支払手数料	20,567	20,123
広告宣伝費	286	307
公告費	-	2
調査費	5,567	5,309
調査費	1,062	1,104
委託調査費	4,487	4,191
図書費	17	13
営業雑経費	5,201	5,842
通信費	68	77
印刷費	454	419
協会費	55	58
諸会費	35	38
情報機器関連費	4,473	5,153
その他営業雑経費	112	94
営業費用合計	31,622	31,585
一般管理費		
給料	6,295	6,451
役員報酬	249	318
給料・手当	5,072	5,144
賞与	972	987
退職給付費用	254	252
福利費	632	671
交際費	3	7
旅費交通費	20	122
租税公課	327	289
不動産賃借料	323	327
寄付金	5	-
減価償却費	989	1,698
業務委託費	1,081	1,277
諸経費	1,301	1,454
一般管理費合計	11,234	12,553
営業利益	11,147	7,854

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業外収益		
受取利息	2	57
収益分配金	16	4
投資有価証券売却益	0	738
投資有価証券償還益	219	121
デリバティブ利益	-	565
その他	8	11

営業外収益合計	247	1,499
営業外費用		
金銭の信託運用損	332	158
投資有価証券売却損	0	16
為替差損	291	1,227
デリバティブ費用	1,191	-
その他	33	32
営業外費用合計	1,848	1,435
経常利益	9,545	7,918
特別損失		
退職給付費用	120	-
特別損失合計	120	-
税引前当期純利益	9,425	7,918
法人税、住民税及び事業税	3,403	2,350
法人税等調整額	465	119
法人税等合計	2,937	2,470
当期純利益	6,487	5,448

## （３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				株主資本合計
	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	500	2,100	38,258	40,858	60,098
当期変動額					
剰余金の配当			2,797	2,797	2,797
当期純利益			6,487	6,487	6,487
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	3,689	3,689	3,689
当期末残高	500	2,100	41,948	44,548	63,788

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	791	65	726	60,824
当期変動額				
剰余金の配当				2,797
当期純利益				6,487
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	149	444	295	295
当期変動額合計	149	444	295	3,394
当期末残高	941	509	431	64,219

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

株主資本	

	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				株主資本合計
	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	41,948	44,548	63,788
当期変動額					
剰余金の配当			2,641	2,641	2,641
当期純利益			5,448	5,448	5,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	2,807	2,807	2,807
当期末残高	500	2,100	44,755	47,355	66,595

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	941	509	431	64,219
当期変動額				
剰余金の配当				2,641
当期純利益				5,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	891	0	891	891
当期変動額合計	891	0	891	1,915
当期末残高	49	510	460	66,134

## 注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当事業年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の

内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- (1) 投資信託委託業務  
当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。
- (2) 投資一任業務  
当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。
- (3) 投資助言業務  
当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。
- (4) 成功報酬  
当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

## 8. ヘッジ会計の会計処理

- (1) ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。
- (3) ヘッジ方針  
自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

## 9. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

### （会計方針の変更）

#### 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-21項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表への影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

### （表示方法の変更）

#### （貸借対照表関係）

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「短期差入証拠金」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた4,891百万円は、「短期差入証拠金」2,528百万円、「その他」2,363百万円として組み替えております。

### （貸借対照表関係）

#### 1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
建物	146	百万円	184	百万円
器具備品	535	"	681	"
計	681	"	866	"

### （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

#### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	-	-	3,000

#### 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,797	932,488	2021年3月31日	2021年6月24日

##### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの



決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当金の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,641	利益剰余金	880,447	2022年3月31日	2022年6月24日

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	-	-	3,000

### 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,641	880,447	2022年3月31日	2022年6月24日

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当金の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	3,367	利益剰余金	1,122,459	2023年3月31日	2023年6月26日

### (リ - ス取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、資金運用については、自らが運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を金銭の信託及び投資有価証券として保有しているほか、短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため金銭の信託及び投資有価証券の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。これらの必要な資金については、内部留保を充てております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。また、未収運用受託報酬については、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

金銭の信託及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引によりリスクの軽減を図っております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針 8 . ヘッジ会計の会計処理」をご参照ください。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、リスク管理に係る基本方針を「リスク管理規程」として定め、以下のとおり、リスク・カテゴリ毎に管理しております。

##### 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権の管理については、顧客ごとに決済期日及び残高を管理し、また自己査定要領に基づき定期的に債権内容の検討を行うことにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付けを有する金融機関に限定しております。

##### 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、自己勘定運用方針にて投資限度額や投資期間等を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。投資信託の為替変動リスクに対しては、それらの一部について為替予約を利用してヘッジしております。また、価格変動リスクを軽減するために、株価指数先物等のデリバティブ取引を利用しております。

##### 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項を適用した組合出資金等及び、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（1）\*2、\*3及び（注2）参照）。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2022年3月31日）

区 分	貸借対照表計上額（百万円）（*1、*2）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(*3)	-	196	-	196
資産計	-	196	-	196
デリバティブ取引(*4)				
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,333)	(80)	-	(1,413)
ヘッジ会計が適用されているもの	-	(71)	-	(71)
デリバティブ取引計	(1,333)	(151)	-	(1,485)

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 投資有価証券のうち、投資信託（貸借対照表計上額6,474百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額133百万円）は上記に含めておりません。

(\*3) 金銭の信託の信託財産のうち、投資信託（貸借対照表計上額13,876百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額840百万円）は上記に含めておりません。これらも含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は14,913百万円であります。

(\*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度（2023年3月31日）

区 分	貸借対照表計上額（百万円）（*1）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(*2)	1,029	12,703	-	13,733
投資有価証券(*3)				
其他有価証券	-	3,844	-	3,844
資産計	1,029	16,547	-	17,577
デリバティブ取引(*4)				
ヘッジ会計が適用されていないもの	(10)	(48)	-	(58)
ヘッジ会計が適用されているもの	-	(88)	-	(88)
デリバティブ取引計	(10)	(136)	-	(147)

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額は960百万円）は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は14,693百万円であります。

(\*3) 投資有価証券のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額218百万円）は上記に含めておりません。

(\*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

## (2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

## 投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル1の時価に分類しております。為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
投資有価証券	0	0
関係会社株式	5,636	5,636

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	21,675	-	-	-
未収委託者報酬	9,067	-	-	-
未収運用受託報酬	6,252	-	-	-
投資有価証券 投資信託	-	108	1,712	0

当事業年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	23,067	-	-	-
未収委託者報酬	9,147	-	-	-
未収運用受託報酬	5,815	-	-	-
投資有価証券 投資信託	-	594	2,144	38

(有価証券関係)

## 1. 子会社株式

市場価格のある子会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
子会社株式	5,636	5,636

## 2. その他有価証券

前事業年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	4,888	3,403	1,485
小計	4,888	3,403	1,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,585	1,711	126
小計	1,585	1,711	126
合計	6,474	5,115	1,358

当事業年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	986	622	364
小計	986	622	364
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,857	3,150	292
小計	2,857	3,150	292
合計	3,844	3,772	71

非上場株式及び組合出資金等は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」に含めておりません。

なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	前事業年度 （2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
非上場株式	0	0
組合出資金等	133	218

### 3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	7	0	0

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	3,429	738	16

（デリバティブ取引関係）

#### 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）通貨関連

前事業年度（2022年3月31日）

種類	契約額等 （百万円）	契約額等の うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
為替予約取引				
売建				
米ドル	5,498	-	54	54
英ポンド	277	-	1	1
カナダドル	111	-	1	1
スイスフラン	139	-	2	2
香港ドル	190	-	1	1
ユーロ	676	-	18	18
買建				
ユーロ	21	-	0	0
合計	6,915	-	80	80

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2023年3月31日）

種類	契約額等 （百万円）	契約額等の うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
----	---------------	-------------------------	-------------	---------------

市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	5,923	-	21	21
	英ポンド	256	-	6	6
	カナダドル	109	-	1	1
	スイスフラン	163	-	2	2
	香港ドル	202	-	0	0
	ユーロ	651	-	19	19
	買建 米ドル	152	-	3	3
合計	7,458	-	48	48	

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

## （2）株式関連

前事業年度（2022年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	17,197	-	1,333	1,333
合計		17,197	-	1,333	1,333

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2023年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	12,195	-	9	9
	債券先物取引 売建	182	-	0	0
合計		12,378	-	10	10

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

### （1）通貨関連

前事業年度（2022年3月31日）

ヘッジ 会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建				
	米ドル	投資有価証券 関係会社株式	4,422	-	43
	英ポンド		3,297	-	21
	スイスフラン		79	-	1
	香港ドル		119	-	1
	ユーロ		125	-	3
	人民元		13	-	0
合計			8,057	-	71

当事業年度（2023年3月31日）

ヘッジ 会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
--------------	----	---------	---------------	-------------------------	-------------

原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券 関係会社株式			
	米ドル		1,729	-	6
	英ポンド		3,228	-	81
	スイスフラン		20	-	0
	香港ドル		83	-	0
	ユーロ		21	-	0
	合計		5,082	-	88

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	626	820
勤務費用	124	133
利息費用	2	3
数理計算上の差異の発生額	-	6
退職給付の支払額	81	57
簡便法で計算した退職給付費用	8	6
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	120	-
その他	18	-
退職給付債務の期末残高	820	911

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	820	911
未認識数理計算上の差異	-	6
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	820	904
退職給付引当金	820	904
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	820	904

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	124	133
利息費用	2	3
簡便法で計算した退職給付費用	8	6
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	120	-
その他	18	-
確定給付制度に係る退職給付費用	274	142

## (5) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
割引率	0.4%	0.4%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度100百万円、当事業年度109百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度		当事業年度	
	(2022年3月31日)		(2023年3月31日)	
繰延税金資産				
未払事業税	112	百万円	58	百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	177	"	187	"
退職給付引当金損金算入限度超過額	251	"	277	"
税務上の収益認識差額	74	"	-	"
税務上の費用認識差額	439	"	412	"
繰延ヘッジ損益	224	"	225	"
その他	76	"	75	"
繰延税金資産 合計	1,357	"	1,236	"
繰延税金負債				
有価証券評価差額	415	"	21	"
その他	34	"	32	"
繰延税金負債 合計	450	"	54	"
繰延税金資産の純額	907	"	1,181	"

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針7.収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において

存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報  
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

- (1) 営業収益  
内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
- (2) 有形固定資産  
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	10,395百万円
次世代通信関連 世界株式戦略ファンド(*)	6,395百万円

(\*)当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載してあります。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	9,887百万円

## [ 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 ]

該当事項はありません。

## [ 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 ]

該当事項はありません。

## [ 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 ]

該当事項はありません。

( 関連当事者情報 )

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

- (ア) 財務諸表提出会社の親会社  
重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- (イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等  
重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- (ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	-	営業上の取引 役員の兼任	運用受託報酬	10,090	未収運用受託報酬	5,421
							投信販売 代行手数料等	9,701	未払手数料	1,995

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
運用受託報酬  
各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。  
投信販売代行手数料等  
ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	-	営業上の取引 役員の兼任	運用受託報酬	9,593	未収運用受託報酬	5,271
							投信販売 代行手数料等	9,445	未払手数料	2,029

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
運用受託報酬  
各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。



投信販売代行手数料等

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等  
該当事項はありません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

前事業年度（2022年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（2023年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

### (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	21,406,512円22銭	22,044,962円63銭
1株当たり当期純利益金額	2,162,405円20銭	1,816,227円49銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益	6,487百万円	5,448百万円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	6,487百万円	5,448百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000株	3,000株

### 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第38期中間会計期間末

(2023年9月30日)

#### 資産の部

##### 流動資産

現金及び預金		19,075
金銭の信託		16,243
未収委託者報酬		10,120
未収運用受託報酬		5,852
短期差入証拠金		4,241
その他		2,069
流動資産合計		57,601

##### 固定資産

有形固定資産	1	727
無形固定資産		
ソフトウェア		7,456
その他		45
無形固定資産合計		7,502

##### 投資その他の資産

投資有価証券		4,409
関係会社株式		5,636
繰延税金資産		1,136
その他		31
投資その他の資産合計		11,213

固定資産合計 19,443

資産合計 77,045

## 負債の部

## 流動負債

未払金		8,680
未払法人税等		441
賞与引当金		377
その他	2	1,624

流動負債合計		11,124
--------	--	--------

## 固定負債

退職給付引当金		932
資産除去債務		154
その他		35

固定負債合計		1,121
--------	--	-------

負債合計		12,246
------	--	--------

(単位:百万円)

第38期中間会計期間末

(2023年9月30日)

## 純資産の部

## 株主資本

資本金		2,000
-----	--	-------

## 資本剰余金

その他資本剰余金		17,239
----------	--	--------

資本剰余金合計		17,239
---------	--	--------

## 利益剰余金

利益準備金		500
-------	--	-----

## その他利益剰余金

別途積立金		2,100
-------	--	-------

繰越利益剰余金		43,700
---------	--	--------

利益剰余金合計		46,300
---------	--	--------

株主資本合計		65,540
--------	--	--------

## 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金		164
--------------	--	-----

繰延ヘッジ損益		906
---------	--	-----

評価・換算差額等合計		741
------------	--	-----

純資産合計		64,798
-------	--	--------

負債・純資産合計		77,045
----------	--	--------

## 中間損益計算書

(単位:百万円)

第38期中間会計期間

(自 2023年4月1日

至 2023年9月30日)

## 営業収益

委託者報酬		21,671
-------	--	--------

運用受託報酬		5,502
--------	--	-------

その他営業収益		178
---------	--	-----

営業収益合計		27,352
--------	--	--------

営業費用		16,664
------	--	--------

一般管理費	1	6,965
-------	---	-------

営業利益		3,722
営業外収益	2	1,680
営業外費用	3	2,074
経常利益		3,327
税引前中間純利益		3,327
法人税、住民税及び事業税		846
法人税等調整額		169
法人税等合計		1,015
中間純利益		2,312

## 中間株主資本等変動計算書

第38期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当中間期変動額			
剰余金の配当			
中間純利益			
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				株主資本合計
	利益剰余金			利益剰余金 合計	
	利益準備金	その他利益剰余金			
別途積立金		繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	500	2,100	44,755	47,355	66,595
当中間期変動額					
剰余金の配当			3,367	3,367	3,367
中間純利益			2,312	2,312	2,312
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）					
当中間期変動額合計	-	-	1,055	1,055	1,055
当中間期末残高	500	2,100	43,700	46,300	65,540

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等 合計	
当期首残高	49	510	460	66,134
当中間期変動額				
剰余金の配当				3,367
中間純利益				2,312
株主資本以外の項目 の 当中間期変動額（純 額）	114	395	280	280
当中間期変動額合計	114	395	280	1,335
当中間期末残高	164	906	741	64,798

## 注記事項

（重要な会計方針）

第38期中間会計期間  
（自 2023年4月1日  
至 2023年9月30日）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) 金銭の信託

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

7. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

## （表示方法の変更）

第38期中間会計期間 （自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）
従来「無形固定資産」に含めていた「ソフトウェア」は、金額的重要性が増したため、当中間会計期間において独立掲記することとしました。

## （中間貸借対照表関係）

第38期中間会計期間末 （2023年9月30日）	
1 有形固定資産の減価償却累計額	957百万円
2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

## （中間損益計算書関係）

第38期中間会計期間 （自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	91百万円
無形固定資産	972百万円
2 営業外収益の主要項目	
金銭の信託運用益	1,589百万円
3 営業外費用の主要項目	
デリバティブ費用	1,269百万円
為替差損	784百万円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

第38期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	3,000	-	-	3,000

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 配当に関する事項

## （1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,367	1,122,459	2023年3月31日	2023年6月26日

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの  
該当事項はありません。

## （リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## （金融商品関係）

第38期中間会計期間末（2023年9月30日）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項を適用した組合出資金等及び、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（1）\*2、\*3及び（注2）参照）。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	中間貸借対照表計上額（百万円）（*1）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(*2)	1,206	13,995	-	15,201
投資有価証券(*3)				
其他有価証券	-	4,137	-	4,137
資産計	1,206	18,133	-	19,339
デリバティブ取引(*4)				
株式関連取引	226	113	-	339
通貨関連取引	-	(134)	-	(134)
デリバティブ取引計	226	(20)	-	205

(\*1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2)金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等（中間貸借対照表計上額1,041百万円）は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の中間貸借対照表計上額は16,243百万円であります。

(\*3)投資有価証券のうち、組合出資金等（中間貸借対照表計上額271百万円）は上記に含めておりません。

(\*4)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

## (2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

## (注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

## 投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル1の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンスワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次の通りであります。

(単位：百万円)

区 分	中間貸借対照表計上額
投資有価証券	0
関係会社株式	5,636

## (有価証券関係)

第38期中間会計期間末（2023年9月30日）

## 1. 子会社株式

市場価格のある子会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	中間貸借対照表計上額
子会社株式	5,636

## 2. その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	2,711	2,131	580
小計	2,711	2,131	580
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,426	1,769	343
小計	1,426	1,769	343
合計	4,137	3,900	237

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額0百万円）及び組合出資金等（中間貸借対照表計上額271百万円）は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## (デリバティブ取引関係)

第38期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## (1)通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建				
	米ドル	5,944	-	76	76
	英ポンド	267	-	1	1
	カナダドル	126	-	1	1
	スイスフラン	176	-	0	0
	香港ドル	214	-	2	2
	ユーロ	719	-	3	3
合計		7,449	-	84	84

(注) 上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

## (2)株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	9,373	-	226	226
店頭	トータルリターンスワップ取引 売建	3,866	-	113	113
合計		13,239	-	339	339

(注) 上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## (1)通貨関連

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券 関係会社株式			
	米ドル		1,935	-	24
	英ポンド		3,612	-	23
	スイスフラン		22	-	0
	香港ドル		90	-	1
	ユーロ		51	-	0
	合計			5,713	-

(資産除去債務関係)  
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)  
第38期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報  
重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報  
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第38期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

第38期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	5,057百万円

## 〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

第38期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）  
該当事項はありません。

## 〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

第38期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）  
該当事項はありません。

## 〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

第38期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）  
該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	第38期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり純資産額	21,599,648円64銭
1株当たり中間純利益	770,782円86銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため記載していません。	

## (注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
中間純利益	2,312百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	2,312百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000株

## 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

## (1) 自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

## (2) 運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

## (3) 通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこ



と。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

2024年 5月 7日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称 : 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 : 342,037百万円（2023年3月末日現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額（百万円） （2023年3月末日現在）	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
auカブコム証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

### 3【資本関係】

#### (1)受託会社

該当事項はありません。

#### (2)販売会社

該当事項はありません。

#### (参考)再信託受託会社

名称 : 株式会社日本カストディ銀行

設立年月日 : 2000年6月20日

資本金の額 : 51,000百万円（2023年3月末日現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約に係る信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

### 第3【その他】

- (1)金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
- (2)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案及びその注釈、キャッチコピー並びにファンドの基本的性格等を記載することがあります。
- (3)目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

交付目論見書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

ファンドに関する請求目論見書は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
- (4)目論見書の表紙に目論見書の使用開始日を記載します。
- (5)目論見書の表紙等にファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (6)交付目論見書の表紙等に委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットやSNSのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含まれます。）、名称や利用上の注意事項等を掲載することがあります。また、これらのアドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。
- (7)有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用すること

があります。

- (8)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9)目論見書に投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。また、投資対象の投資信託証券等に関して、投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。
- (10)有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することがあります。

**独立監査人の監査報告書**

2023年6月2日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三 上 和 彦指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 澤 孝**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

**財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人

は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年4月15日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中島紀子

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている外国株式インデックスeの2023年2月8日から2024年2月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、外国株式インデックスeの2024年2月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の中間監査報告書**

2023年12月1日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

三上和彦

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

田中洋一

**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**中間監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**中間財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務



諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。